

参考資料・データ

主な幼児教育施設の現状

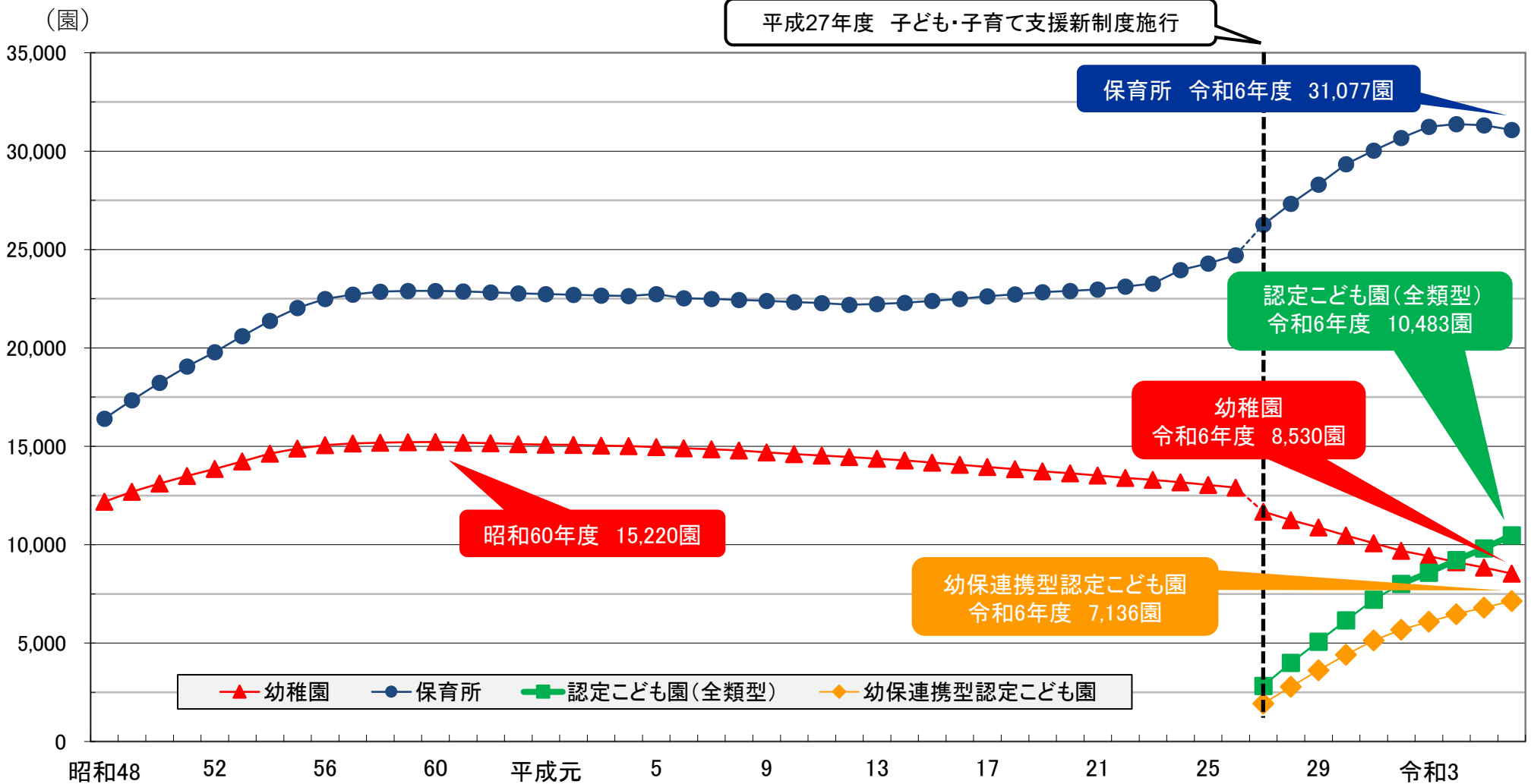
出典：令和6年度学校基本調査、令和6年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査、認定こども園に関する状況について（令和6年4月1日時点）、令和5年社会福祉施設等調査

	幼稚園			認定こども園				保育所	
	公立	私立		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方裁量型	公立	私立
		私学助成園 (私学助成の対象)	新制度園 (子ども・子育て支援制度の対象)						
園数	約7,000園			約10,500園				約2.2万園	
	約2,400園	約3,200園	約1,400園	約1,500園	約7,100園	約1,800園	87園	約6,300園	約1.6万園
幼児数	約7.6万人	約37万人	約15万人	約17万人	約84万人	約16万人	4,980人	約51万人	約126万人
法的性格	学校			学校	学校 かつ 児童福祉施設	児童福祉施設	認可外施設	児童福祉施設	
職員の性格	幼稚園教諭（免許状）			3歳以上 …併有が望ましい 3歳未満 …要保育士資格	保育教諭 幼稚園教諭免許 + 保育士資格	3歳以上…併有が望ましい 3歳未満…要保育士資格		保育士（資格）	
教育・保育内容の基準	①幼稚園教育要領			②を踏まえるとともに、①及び③に基づく	②幼保連携型認定こども園教育・保育要領	②を踏まえるとともに、①及び③に基づく		③保育所保育指針	

※ 1 私学助成園
・入園選考……各園の受け入れ方針に基づき選考
・保育料……各園が決定

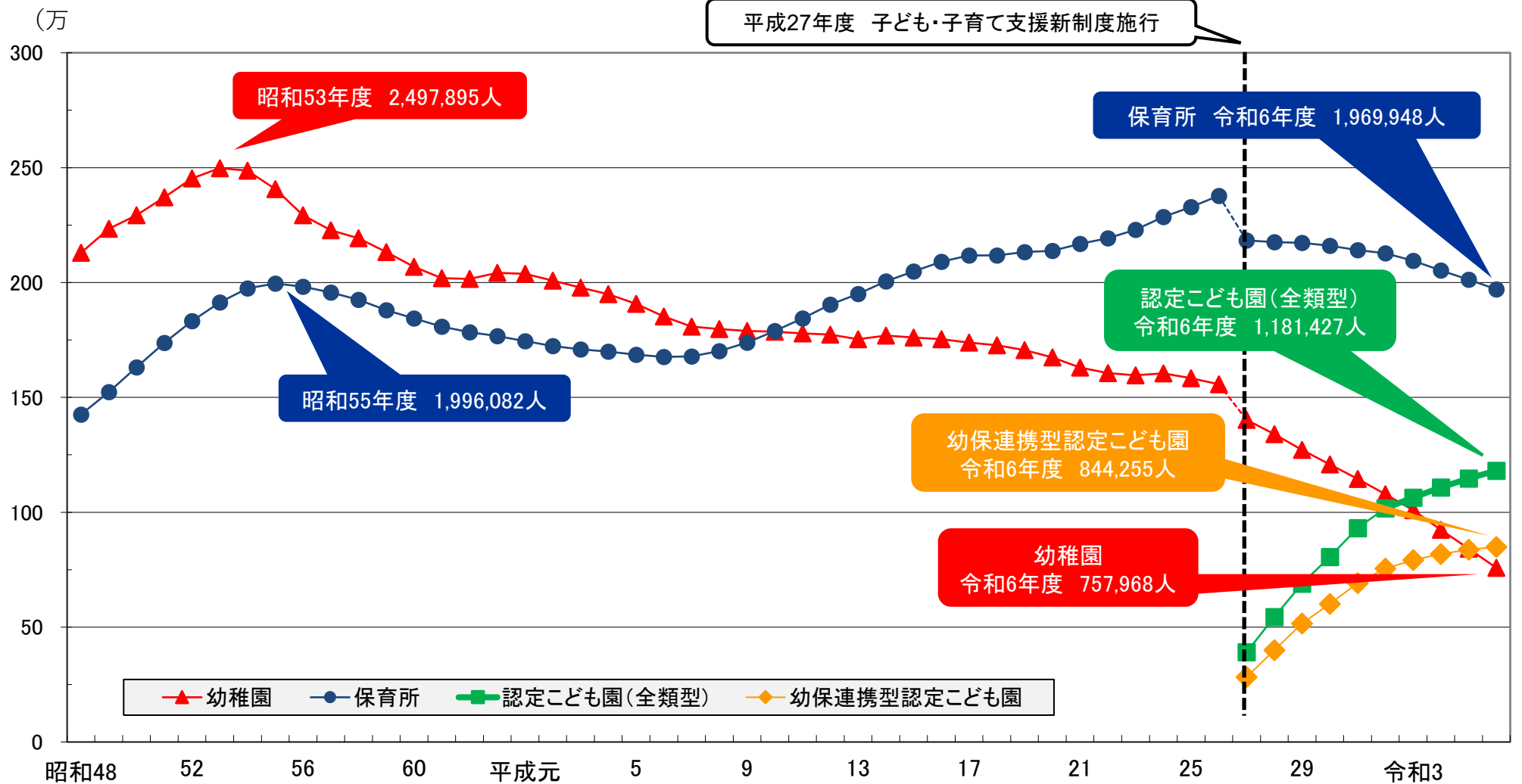
※ 2 新制度園、認定こども園、保育所等
・入園選考……入園の申し込みがあった場合、応諾義務がある（利用定員を超える場合には、公正な方法等により選考）
・保育料……上乗せ徴収等については、保護者からの文書での同意が必要

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

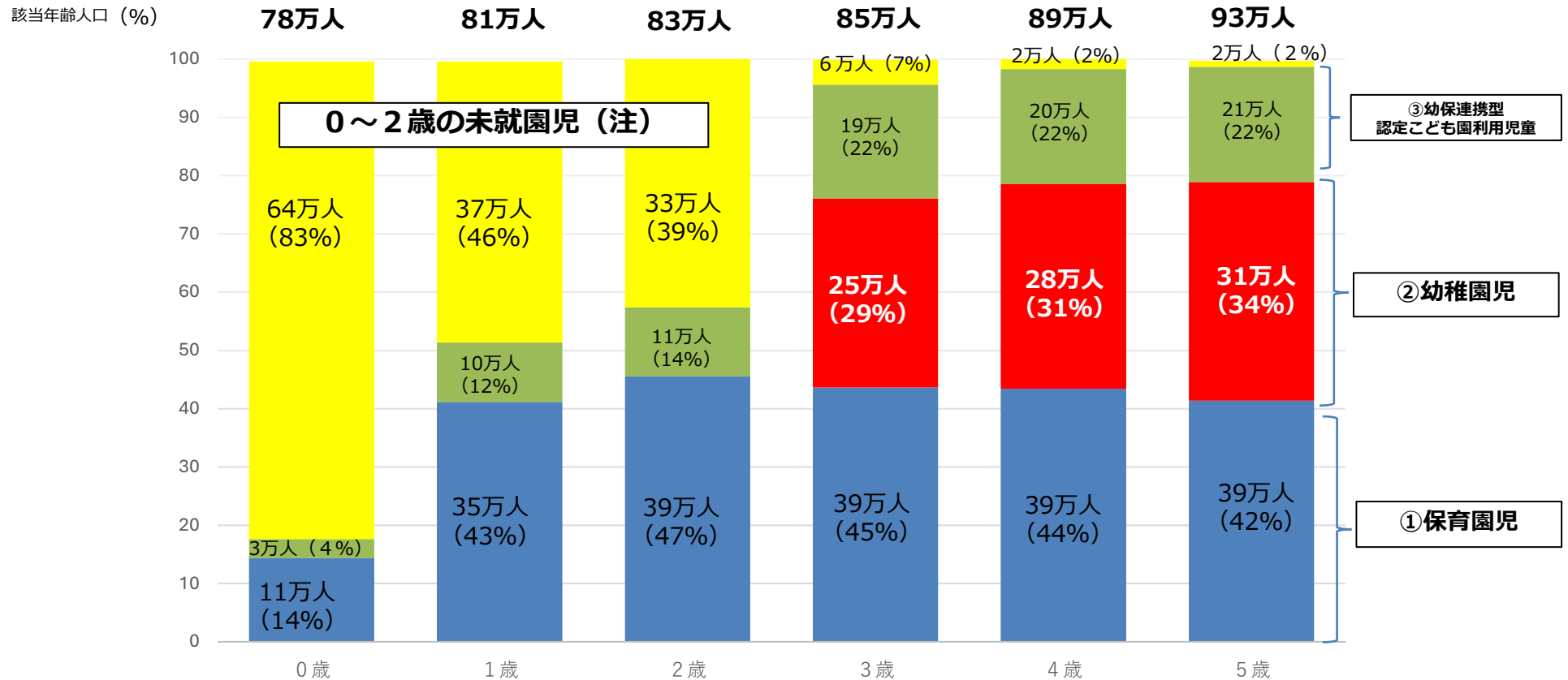
幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

年齢別の未就園児の割合（令和5年度）

○ 年齢人口から推計される未就園児は、0～2歳児の約6割（約134万人）、3～5歳児の約4%（約10万人）となっている。

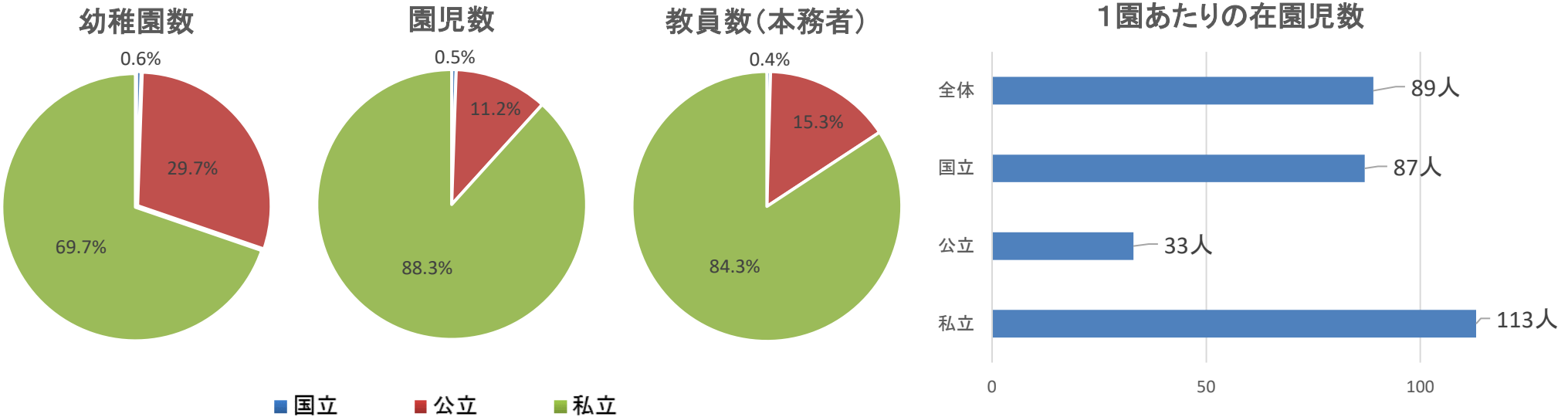


（注）各年齢の人口から①～③を差し引いた推計。企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和5年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和5年度「認定こども園に関する状況調査」（令和5年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和5年度「学校基本調査」（確定値、令和5年5月1日現在）より。
 ※保育所数値は「待機児童数調査」（令和5年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和4年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「就園していない児童」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

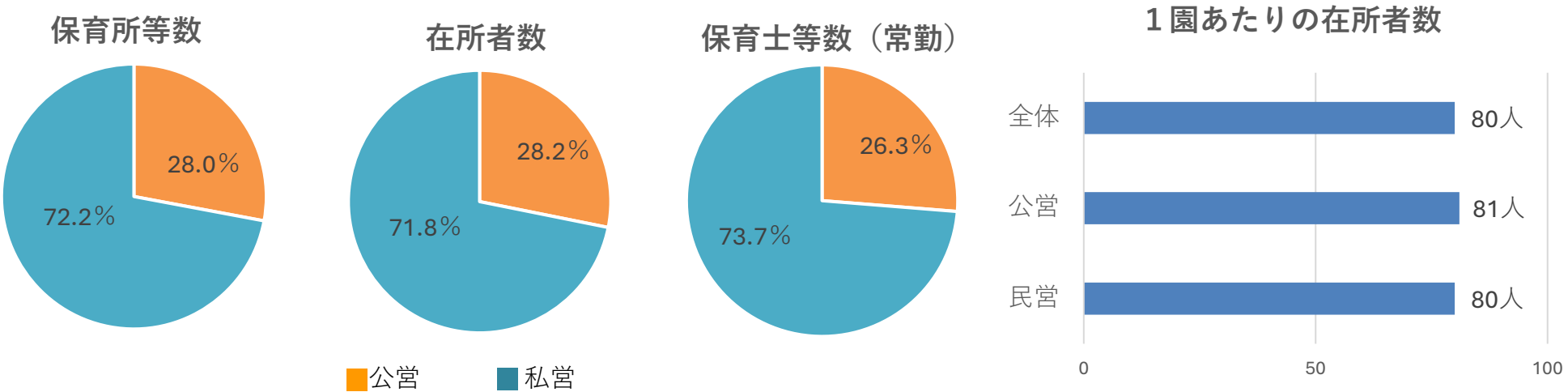
(令和6年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		8,530 園	100%	47 園	0.6%	2,534 園	29.7%	5,949 園	69.7%
園児数	合計	757,968 人	100%	4,070 人	0.5%	84,759 人	11.2%	669,139 人	15.3%
	3 歳 児	220,952 人	100%	1,038 人	0.5%	18,745 人	8.5%	201,169 人	91.0%
	うち満3歳児入園	69,657 人	100%	9 人	0.0%	331 人	0.5%	69,317 人	99.5%
	4 歳 児	252,960 人	100%	1,456 人	0.6%	28,773 人	11.4%	222,731 人	88.0%
	5 歳 児	284,056 人	100%	1,576 人	0.6%	37,241 人	13.1%	245,239 人	86.3%
教員数(本務者)		82,809 人	100%	359 人	0.4%	12,674 人	15.3%	69,776 人	84.3%



(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
・幼稚園数、園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

区分		合計		公営		私営	
保育所数		23,726園	100%	6,630園	28.0%	17,096園	72.2%
在 所 者 数	合計	1,905,477人	100%	536,531人	28.2%	1,368,946人	71.8%
	0歳	58,713人	100%	6,878人	11.9%	51,735人	88.1%
	1歳	265,042人	100%	57,859人	21.8%	57,859人	21.8%
	2歳	361,654人	100%	91,975人	25.4%	91,975人	25.4%
	3歳	311,744人	100%	90,318人	29.0%	90,318人	29.0%
	4歳	365,657人	100%	11,217人	3.1%	112,178人	30.7%
	5歳	371,091人	100%	118,947人	32.1%	118,947人	32.1%
	6歳	171,576人	100%	58,277人	34.0%	58,277人	34.0%
保育士等数（常勤）		444,206人	100%	116,698人	26.3%	327,507人	73.7%



（注）・保育所数、在所有者数は保育所型認定こども園も含む。

認定こども園の現状

「認定こども園」とは

➤ **教育・保育を一体的に行う施設**で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ① 就学前の子どもを、**保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能**
- ② 子育て相談や親子の集いの場の提供等**地域における子育ての支援を行う機能**

「認定こども園」の類型

幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園
(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型認定こども園

幼稚園 (学校) 保育所機能

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型認定こども園

幼稚園機能 **保育所**
機能 (児童福祉施設)

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型認定こども園

幼稚園機能 + 保育所機能
(認可外保育施設等)

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

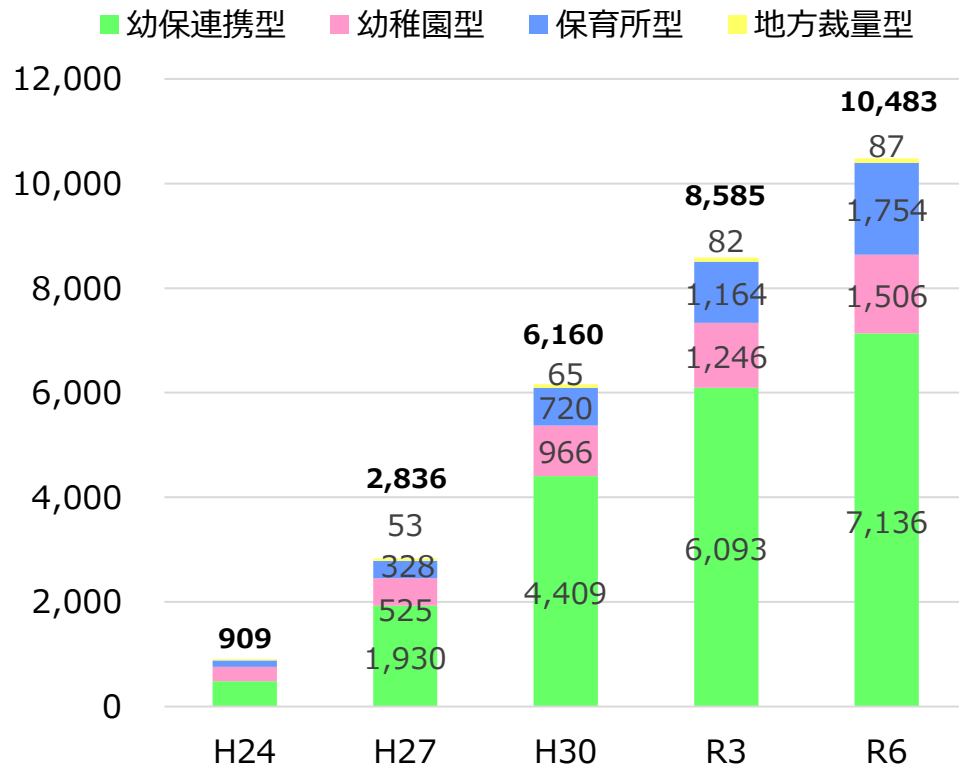
認定こども園の数

こども家庭庁調べ（令和6年4月1日現在）

合計	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
10,483 R5 (9,822)	7,136 (6,801)	1,506 (1,389)	1,754 (1,546)	87 (86)

【参考】 保育所：22,189園、幼稚園：6,977園

認定こども園数の推移

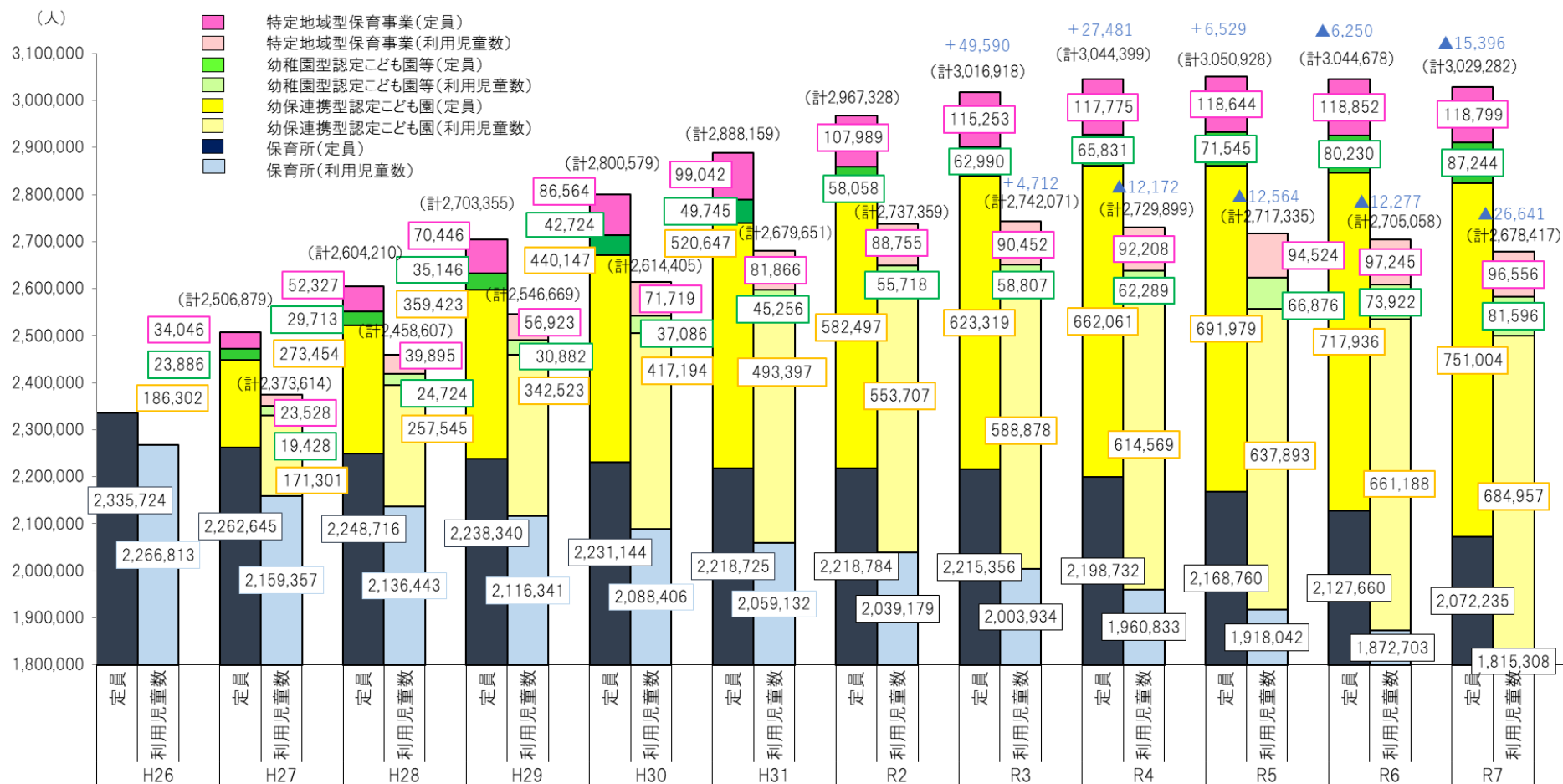


保育所及び認定こども園等定員数及び利用児童数の推移

出典：保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）

○ 令和7年4月1日時点の保育所等の定員は3,029,282人（対前年▲15,396人（▲0.5%））

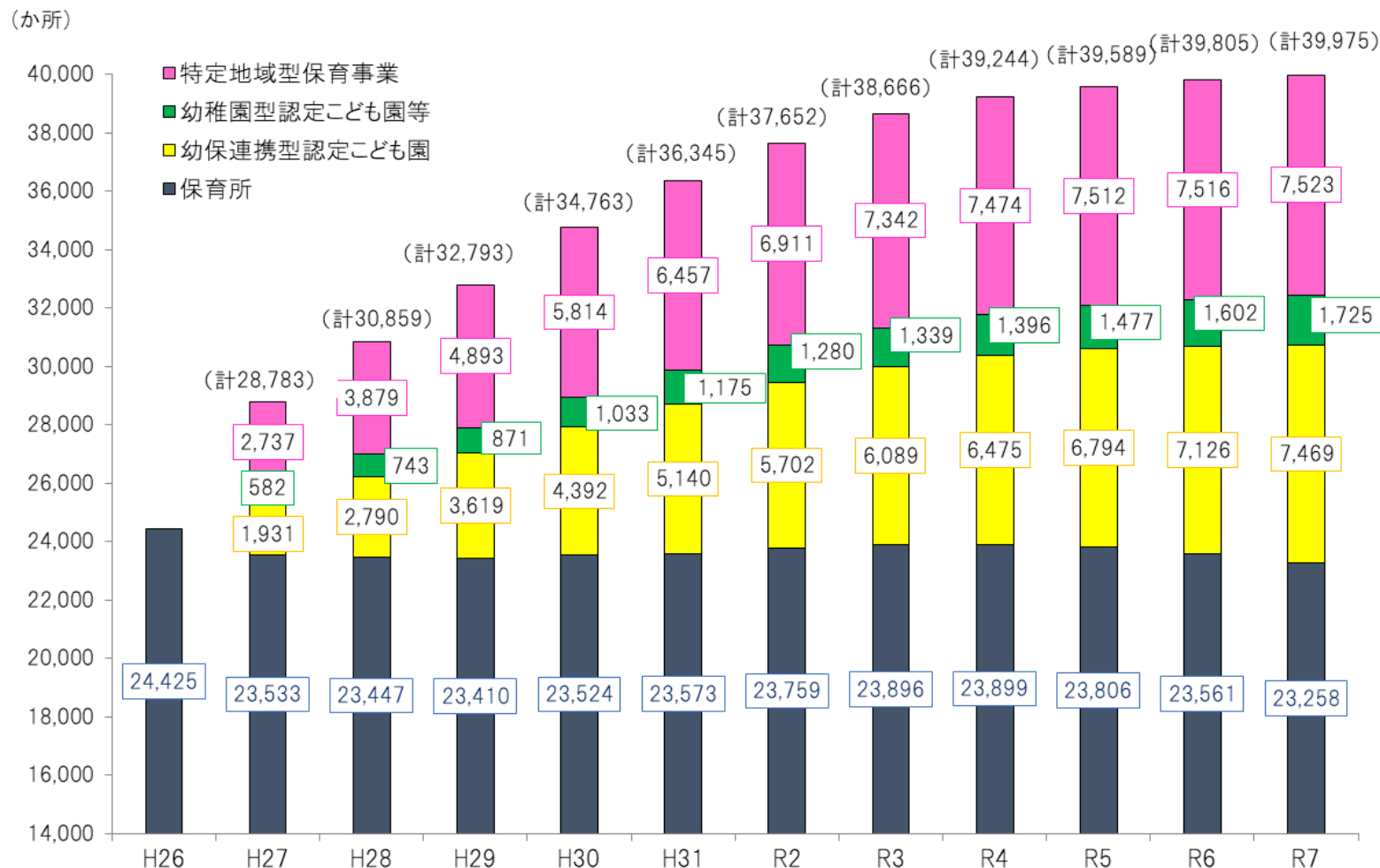
○ 保育所等を利用する児童の数は2,678,417人（対前年▲26,641人（▲1.0%））



保育所及び認定こども園等数の推移

出典：保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）

○ 令和7年4月1日時点の保育所等数は39,975か所（対前年170か所増（+0.4%））



障害のある幼児等に関する取組状況（幼稚園）

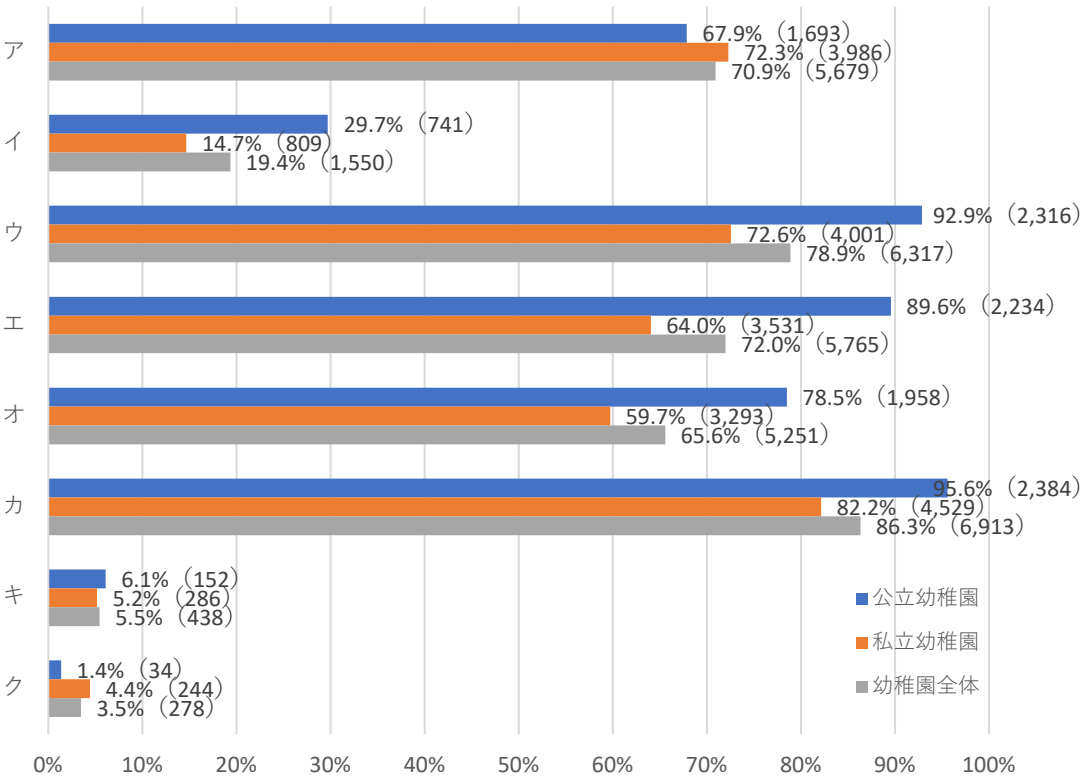
出典：令和5年度幼児教育実態調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

幼稚園

障害のある幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	14,522人	2,033園	81.5%	7.1人/園
私立幼稚園	31,529人	4,139園	75.1%	7.6人/園
幼稚園全体	46,051人	6,172園	77.1%	7.5人/園



ア：幼稚園の教員免許を有する者の配置（財政支援を含む）

イ：特別支援教育支援員など、障害のある幼児等への支援について専門性を有する者の配置（財政支援を含む）

ウ：巡回相談等、障害への気付きや障害のある幼児等への関わり方（個別の指導計画を含む）に関する助言や研修

エ：家庭、地域及び医療や福祉、保健等の関係機関との連携（個別の教育支援計画の作成を含む）への助言や研修

オ：保護者との関わり方に関する助言や研修

カ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

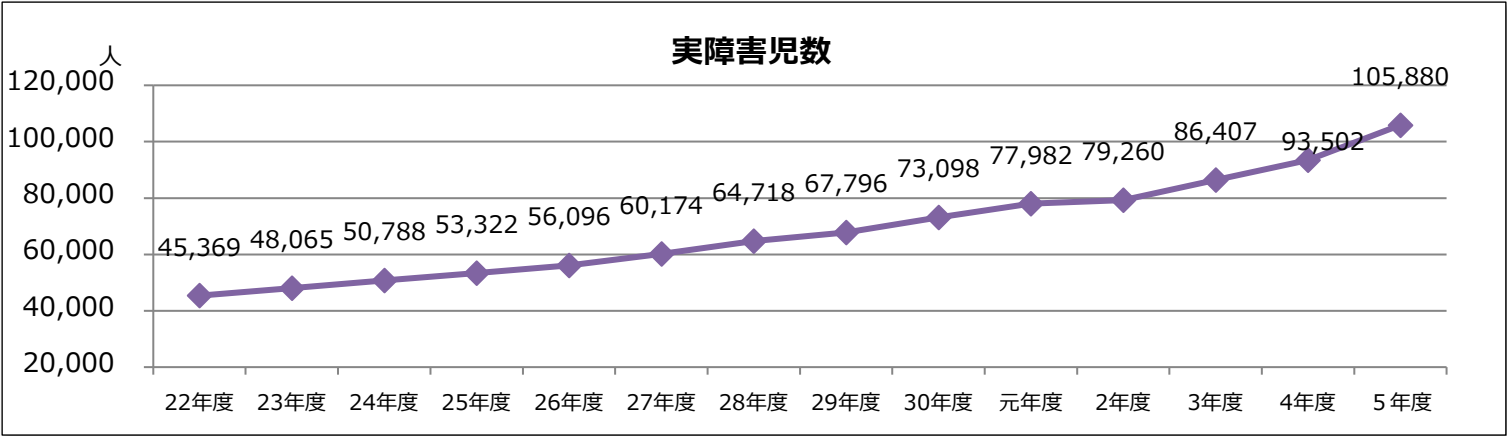
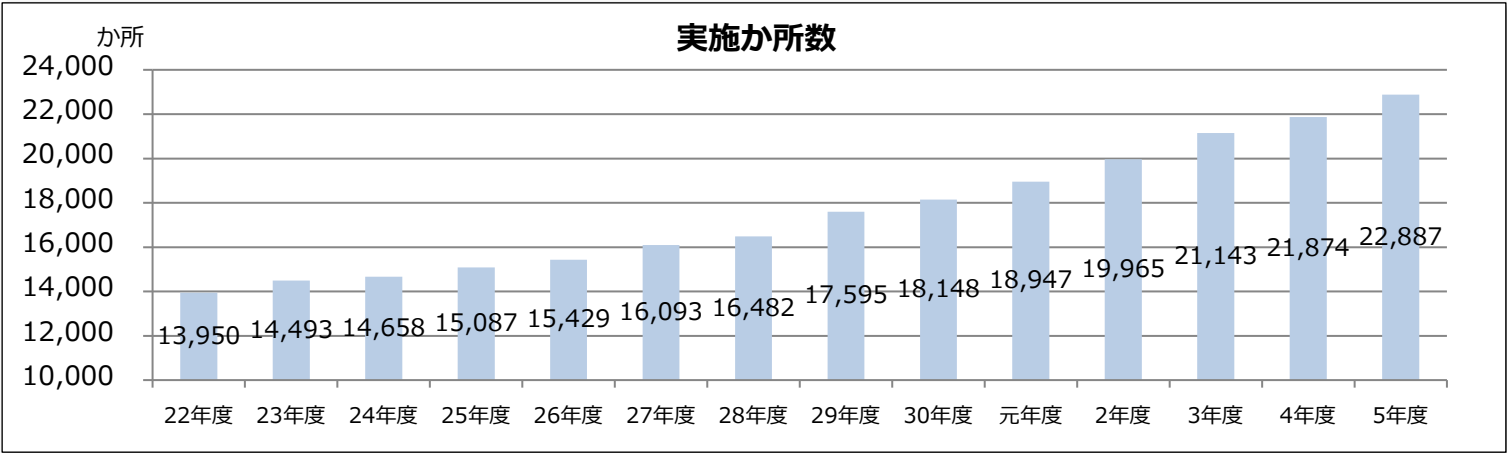
キ：ア～カ以外の取組

ク：過去に障害のある幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答



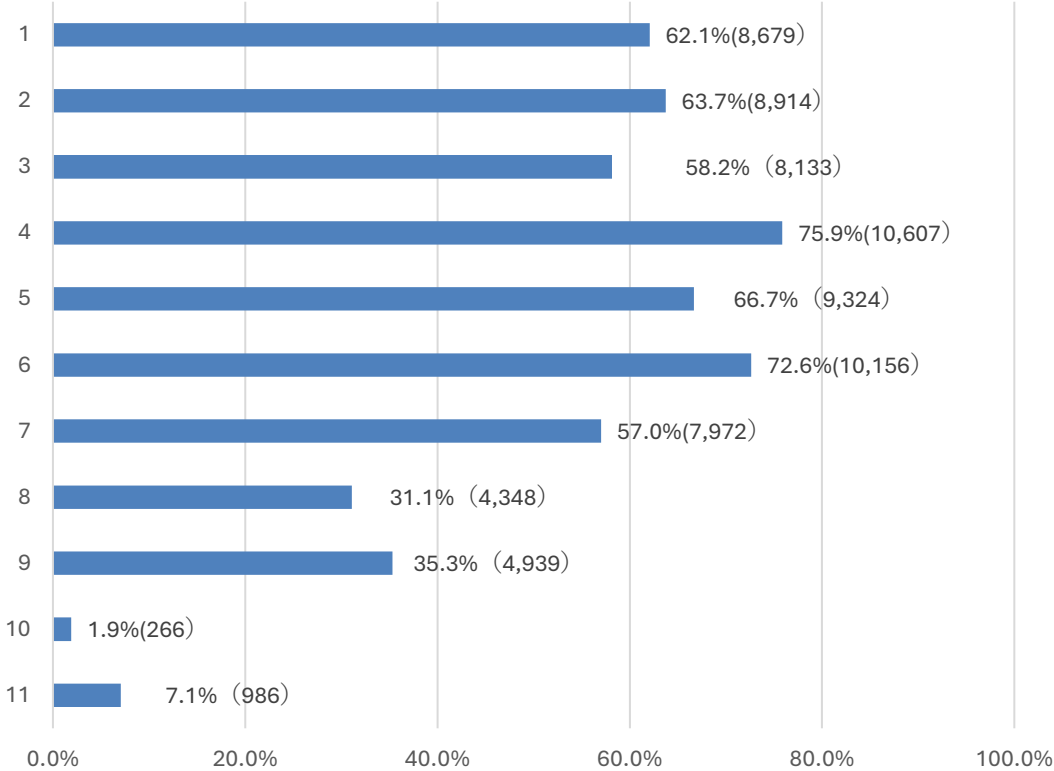
障害児受入施設数（か所） 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）		実障害児数（人） 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）	
公立	私立	公立	私立
6,712か所	16,175か所	40,215 人	65,665 人
22,887か所		105,880 人	

障害のある幼児等に関する取組状況（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

保 育 所



- 1 保育所と児童発達支援センター等の関係機関とで定期的に障害のあるこどもの支援にむけて、話し合う機会をもっている
- 2 児童発達支援センター等に対し専門的な助言又は援助を要請している
- 3 保護者とこどもについての理解を深め合うための特別な機会を確保している
- 4 保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えるための援助を行っている
- 5 小学校との連携のため、保育所児童保育要録の送付以外に当該児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている
- 6 適切な環境の下で、障害のあるこどもが他のこどもとの生活を通して共に成長できるよう、個別の指導計画を作成している
- 7 家庭や関係機関と連携するための個別の支援計画を作成している
- 8 他のこどもの保護者に対する、障害等に対する理解が深まるよう支援している
- 9 障害のあるこどもが地域で共に生きる意識をもつことができるようにしたりするための配慮を行っている
- 10 その他（ ）
- 11 今年度、障害のあるこどもは、在籍していない

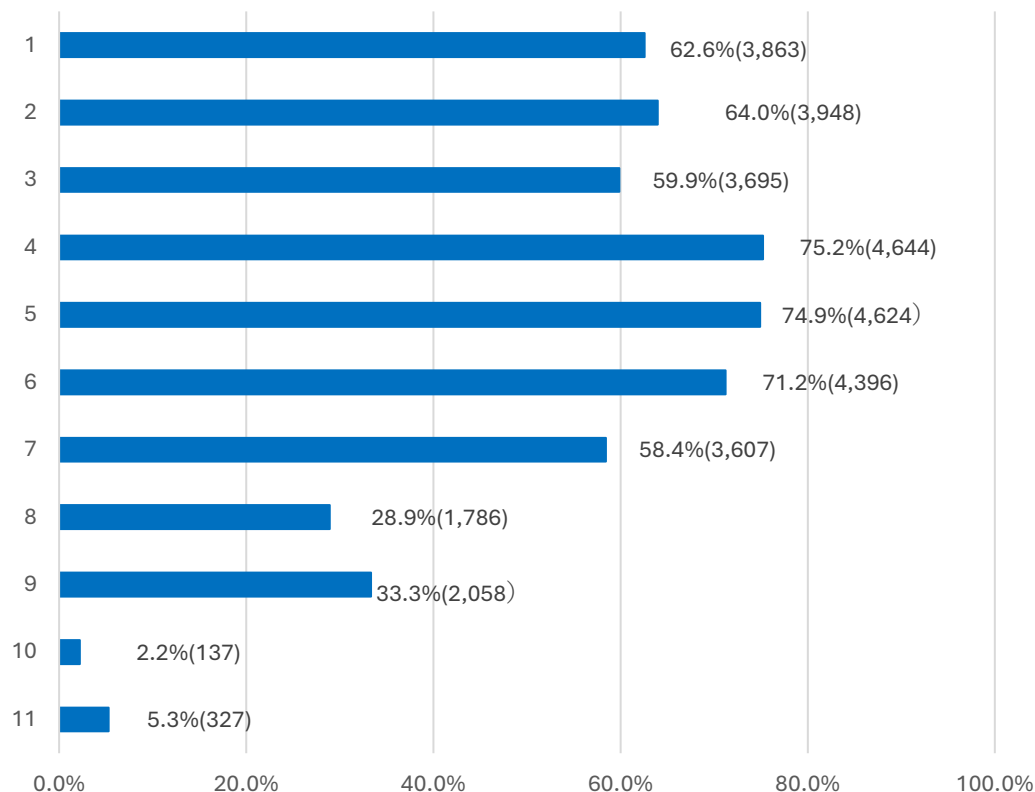
※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）
※2 グラフ中の（ ）内は園数
※3 複数回答

障害のある幼児等に関する取組状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

認定こども園



- 1 認定こども園と児童発達支援センター等の関係機関とで定期的に障害のある園児の支援にむけて、話し合う機会をもっている
- 2 児童発達支援センター等に対し専門的な助言又は援助を要請している
- 3 保護者と園児についての理解を深め合うための特別な機会を確保している
- 4 保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えるための援助を行っている
- 5 小学校との連携のため、指導要録の送付以外に当該園児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている
- 6 適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、個別の指導計画を作成している
- 7 家庭や関係機関と連携するための個別の支援計画を作成している
- 8 他の園児の保護者に対する、障害等に対する理解が深まるよう支援している
- 9 障害のある園児が地域で共に生きる意識をもつことができるようにしたりするための配慮を行っている
- 10 その他（ ）
- 11 今年度、障害のある園児は、在籍していない

※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

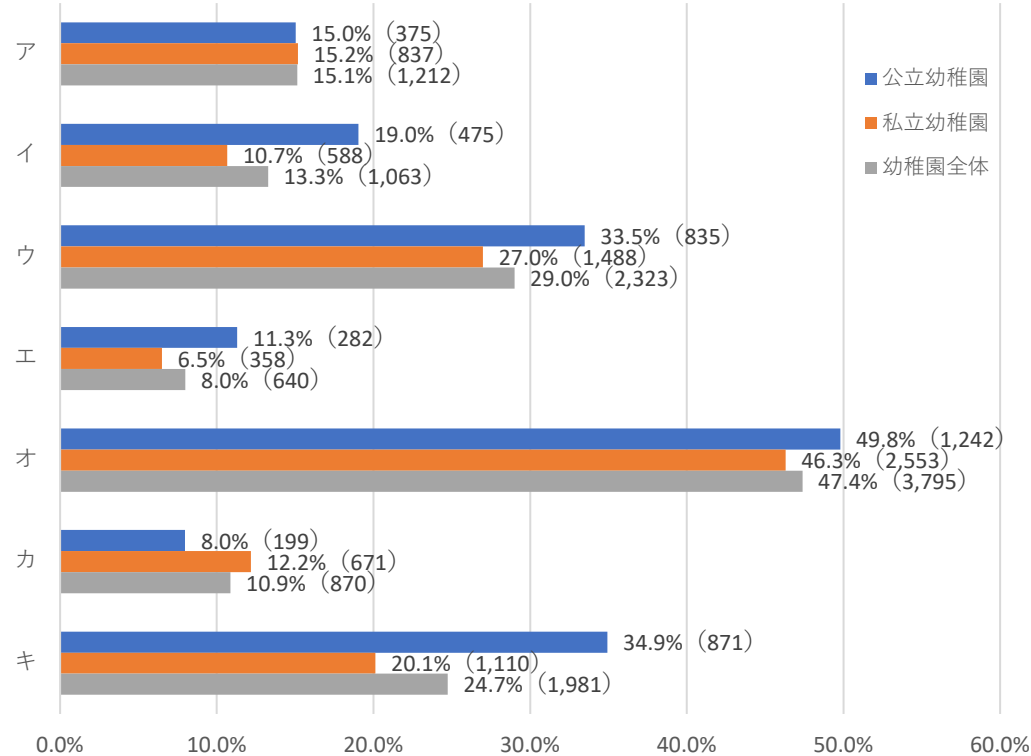
※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

幼稚園

外国人幼児等の数

	園児数	在園している園数	在園している園の割合	1園あたりの人数
公立幼稚園	1,775人	606園	24.3%	2.9人/園
私立幼稚園	5,896人	1,282園	23.3%	4.6人/園
幼稚園全体	7,671人	1,888園	23.6%	4.1人/園



ア：保育中に支援を行う教員又は教員を補助する者の配置（財政支援を含む）

イ：外国人幼児等との円滑な意思伝達のための通訳

ウ：外国人幼児等も楽しめる遊びの工夫（絵本や歌等）への助言

エ：幼児の母国の文化、習慣、遊び等に関する研修

オ：小学校に対して、園での幼児の様子、具体的な支援方法や内容等の引継ぎ

カ：ア～オ以外の取組

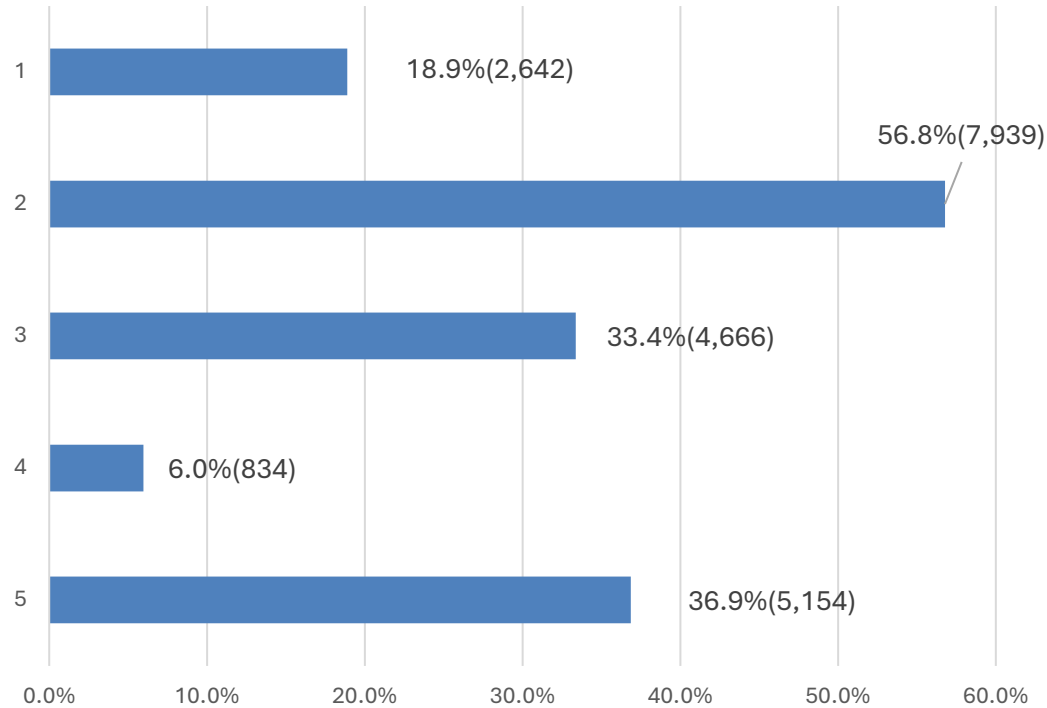
キ：過去に外国人幼児等が在園したことがない

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

保 育 所



1: 母語を用いた挨拶や言葉がけを行っている

2: 保護者に園生活や園の方針を丁寧に説明している

3: 小学校との連携のため、保育所児童保育要録の送付以外に当該児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている。

4: その他

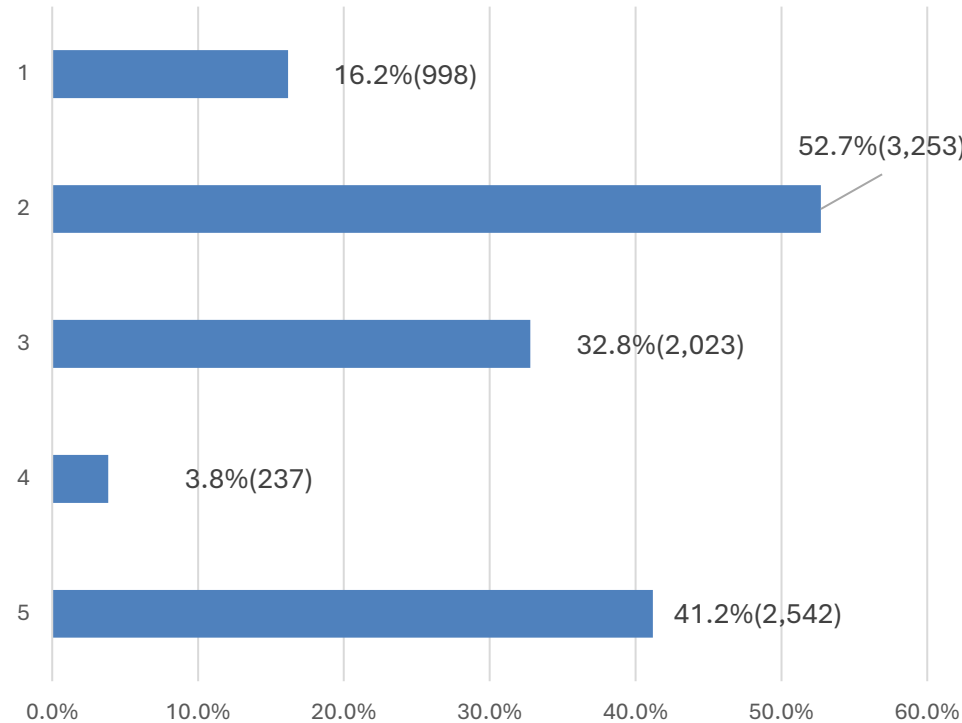
5: 今年度、外国人幼児などは在籍していない

※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

認定こども園



- 1: 母語を用いた挨拶や言葉がけを行っている
- 2: 保護者に園生活や園の方針を丁寧に説明している
- 3: 小学校との連携のため、指導要録の送付以外に当該園児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている。
- 4: その他
- 5: 今年度、外国人幼児などは在籍していない

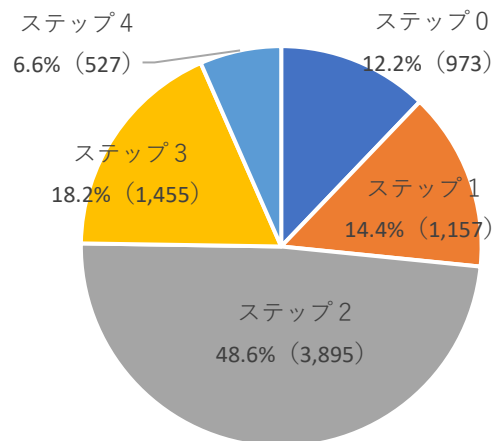
※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

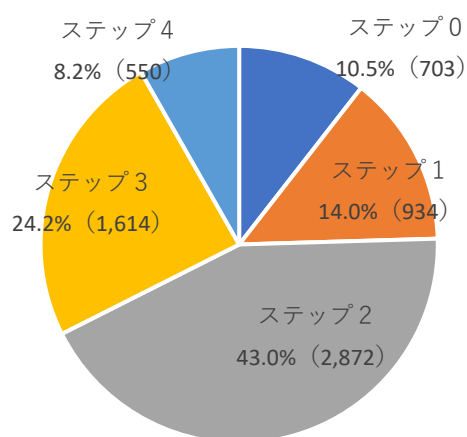
※3 複数回答

- 幼稚園においては、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている（ステップ3・4）割合は24.8%であった。
- 幼保連携型認定こども園においては、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている小学校との接続が実施されている（ステップ3・4）割合は32.4%であった。

幼稚園



幼保連携型認定こども園



- ステップ0：
連携の予定・計画がまだ無い。（無回答含む）
- ステップ1：
連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2：
年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3：
授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4：
接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

※1 母数：

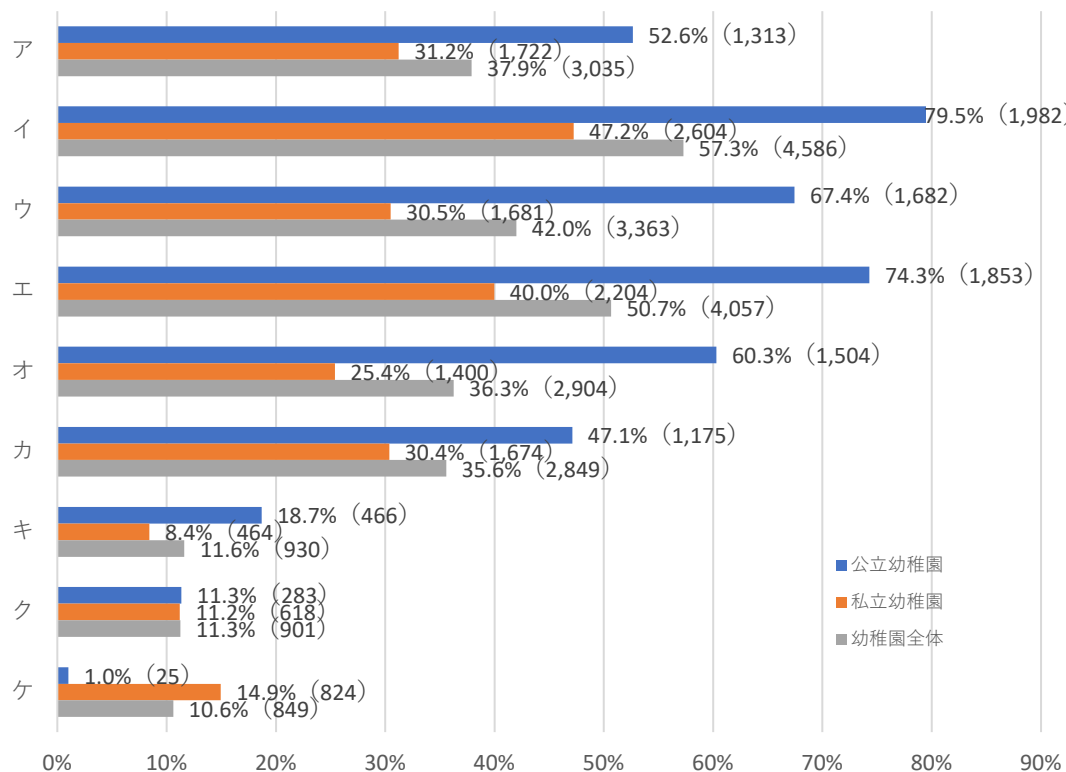
- ・ 8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）
- ・ 6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

小学校との連携の取組状況（幼稚園）

出典：令和5年度幼児教育実態調査

幼稚園



ア：小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること

イ：園児と小学校の児童との交流活動

ウ：幼稚園教諭と小学校の教職員との合同研修会や研究会の開催

エ：幼稚園教諭と小学校の授業参観

オ：小学校の教職員による園の保育参観

カ：小学校教育との接続を意識した教育課程の編成や指導計画の作成

キ：小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施

ク：その他

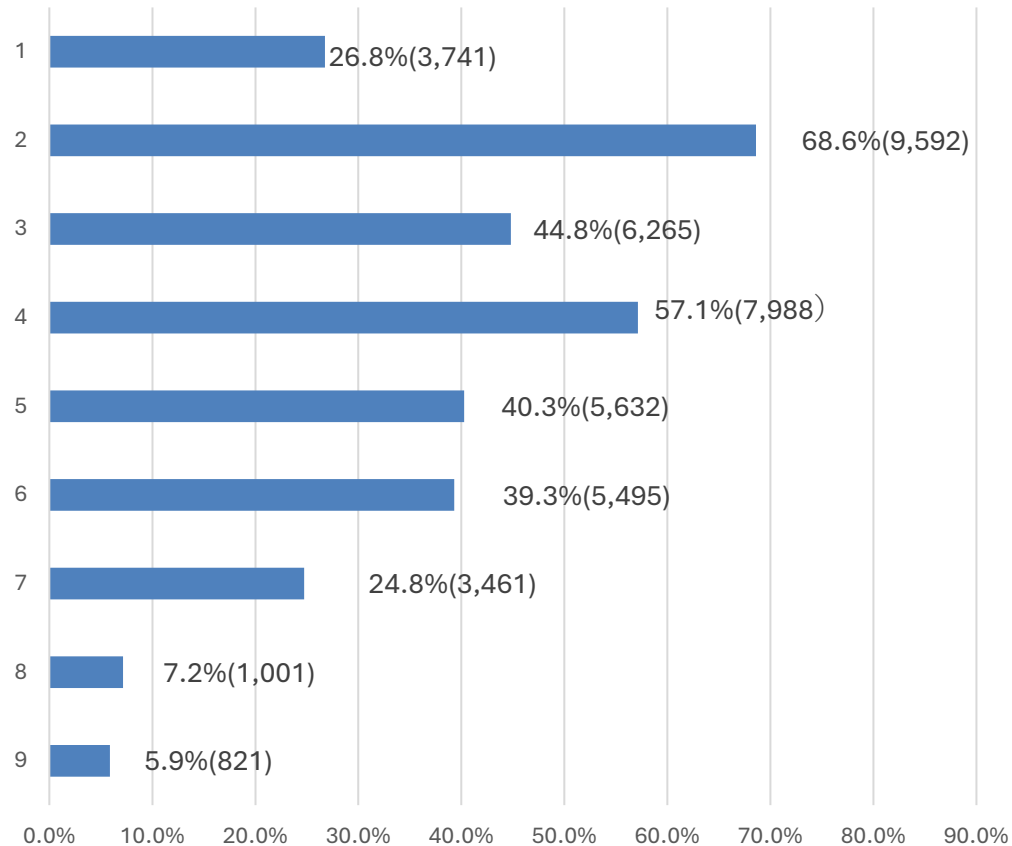
ケ：小学校との連携の取組を実施していない

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

保 育 所



- 1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること
- 2 こどもと小学校の児童との交流活動
- 3 保育士と小学校の教職員との合同研修会や研究会の開催
- 4 保育士による小学校の授業参観
- 5 小学校の教職員による園の保育参観
- 6 小学校教育との接続を意識した全体的な計画や指導計画の作成
- 7 小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施
- 8 その他（ ）
- 9 小学校との連携の取組を実施していない

※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

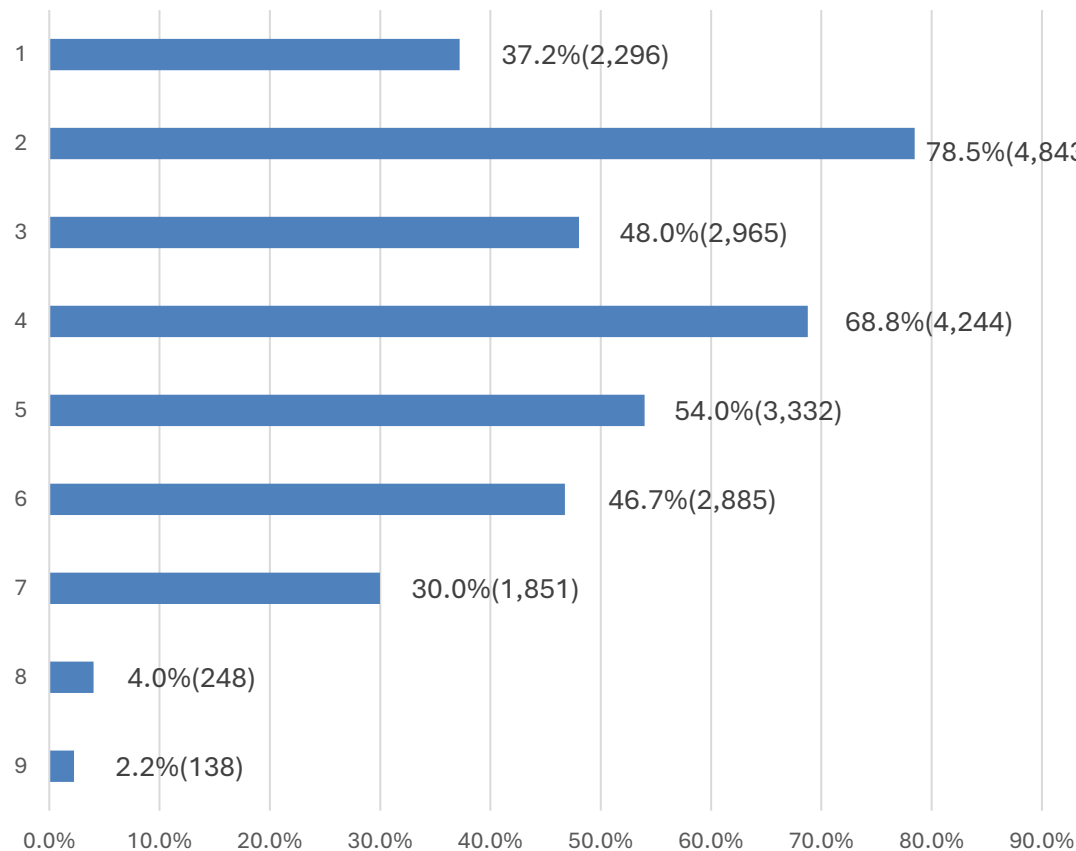
※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

小学校との連携の取組状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

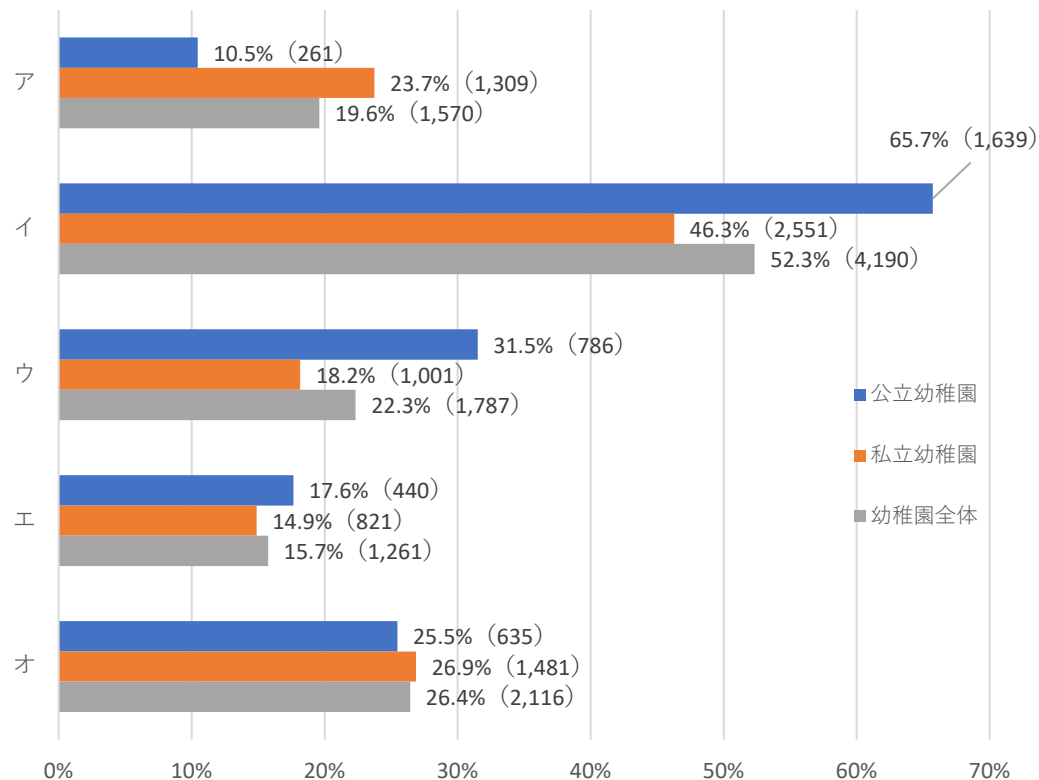
認定こども園



- 1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること
- 2 園児と小学校の児童との交流活動
- 3 保育教諭と小学校の教職員との合同研修会や研究会の開催
- 4 保育教諭による小学校の授業参観
- 5 小学校の教職員による園の保育参観
- 6 小学校教育との接続を意識した全体的な計画や指導計画の作成
- 7 小学校と協同して、接続を意識したカリキュラムを編成・実施
- 8 その他（ ）
- 9 小学校との連携の取組を実施していない

※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）
 ※2 グラフ中の（ ）内は園数
 ※3 複数回答

幼稚園



ア：指導要録を電子化して小学校へ送付

イ：「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、小学校へ入学する幼児の育ちについて説明

ウ：小学校での生活を見通した年長児の活動に関して小学校教員が助言・協力

エ：スタートカリキュラムの作成に関して幼稚園教員が助言・協力

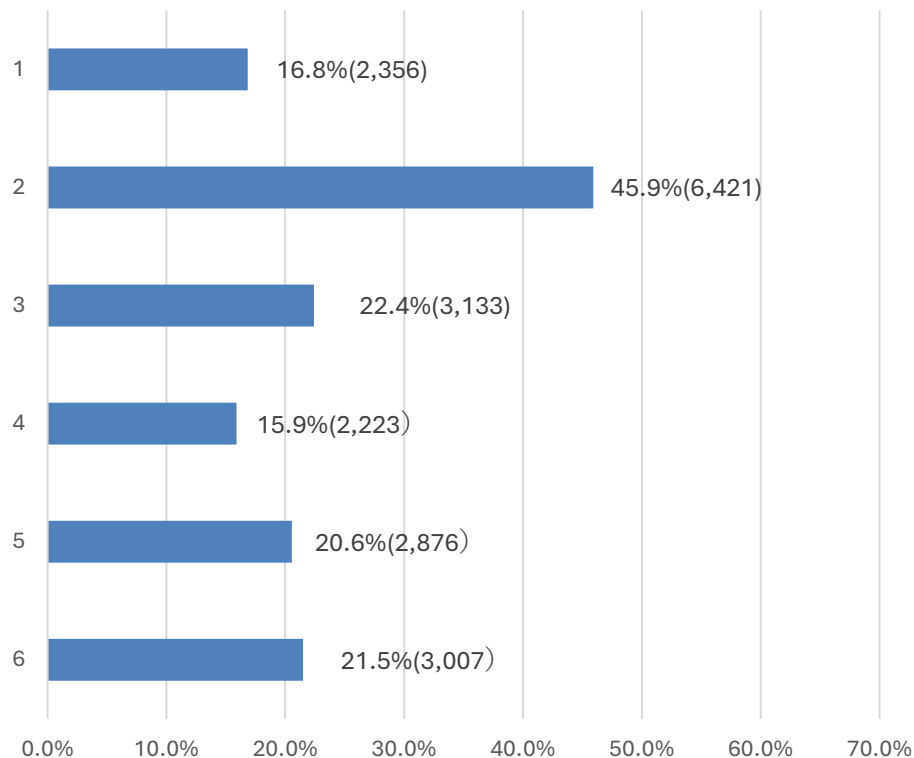
オ：その他

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

保 育 所



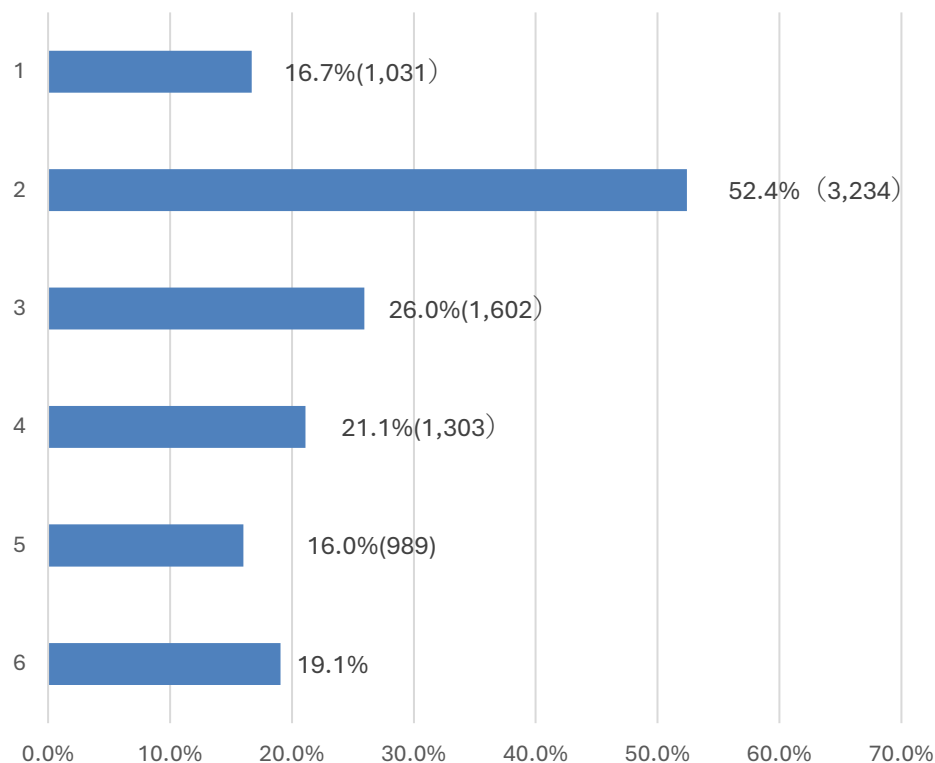
- 1 保育所児童保育要録を電子化して小学校へ送付
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、小学校へ入学する幼児の育ちについて説明
- 3 小学校での生活を見通した年長児の活動に関して小学校教員が助言・協力
- 4 スタートカリキュラムの作成に関して保育士が助言・協力
- 5 その他
- 6 保育所児童保育要録の紙での送付以外、特段の情報共有はしていない

※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

認定こども園



- 1 指導要録を電子化して小学校へ送付
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、小学校へ入学する園児の育ちについて説明
- 3 小学校での生活を見通した年長児の活動に関して小学校教員が助言・協力
- 4 スタートカリキュラムの作成に関して保育教諭が助言・協力
- 5 その他
- 6 指導要録の紙での送付以外、特段の情報共有はしていない

※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

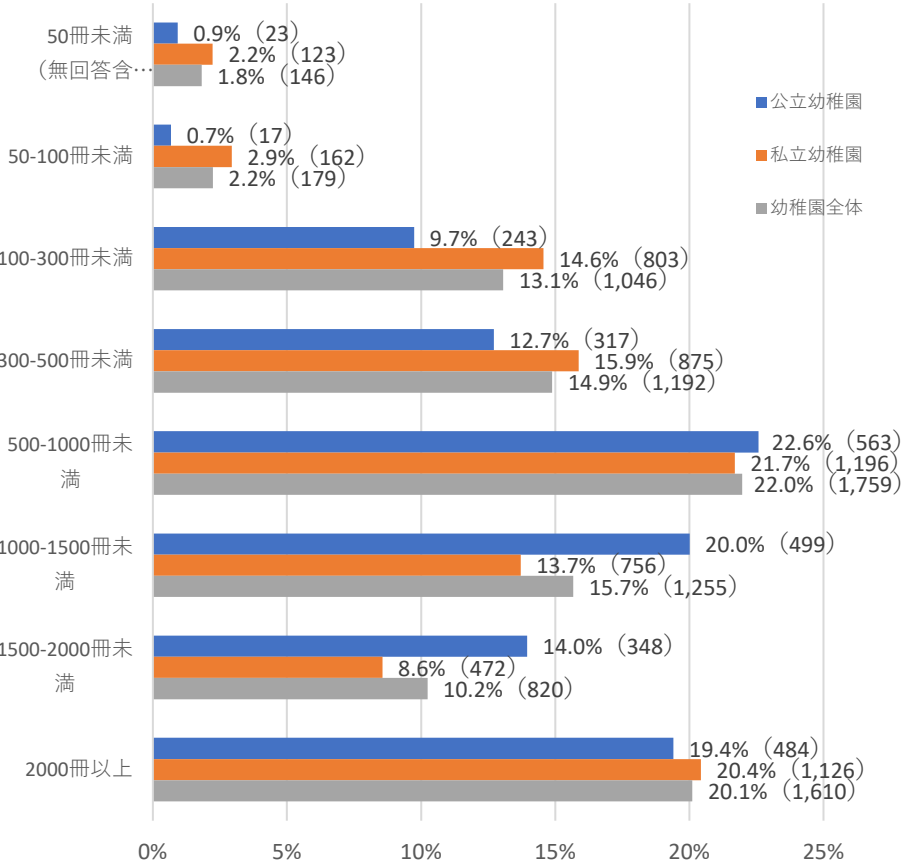
※3 複数回答

保有している絵本等の冊数、 絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫（幼稚園）

出典：令和5年度幼児教育実態調査

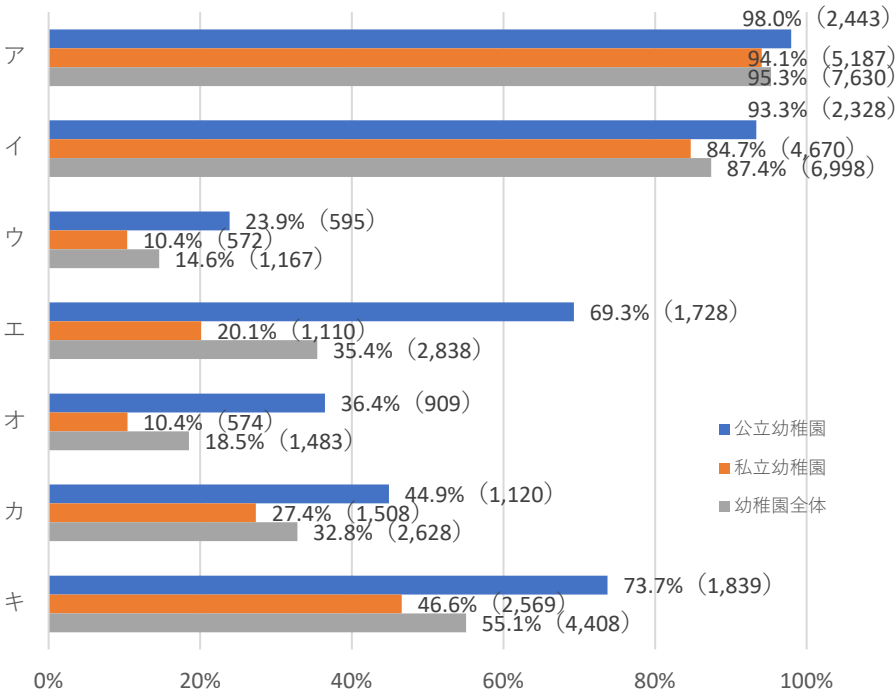
幼稚園

保有している絵本等の冊数



※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）
※2 グラフ中の（ ）内は園数

絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫



ア：興味のある活動に関する絵本を準備している
イ：絵本や物語を題材にした劇や遊びをしている
ウ：絵本等の読み聞かせ等を通して小中学生と交流している
エ：民間団体や地域ボランティアによるおはなし会や読み聞かせ会をしている
オ：地域の図書館や小学校の学校図書館を園児と訪問している
カ：読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、保護者の理解が促進される機会を設けている（講演会等）
キ：教師が絵本を借りて幼児に読み聞かせをするなど、園の近隣地域にある図書館等を利用している

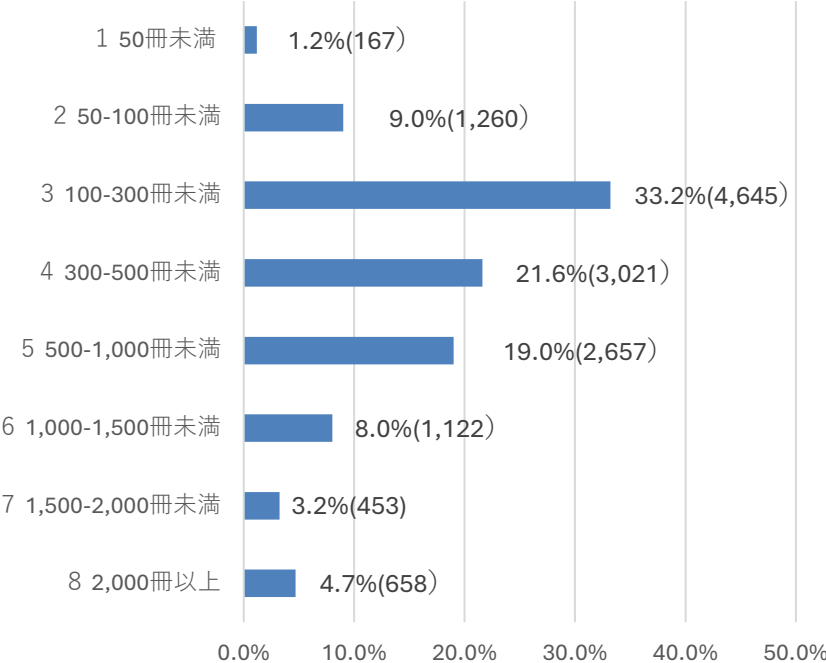
※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）
※2 グラフ中の（ ）内は園数
※3 複数回答

保有している絵本等の冊数、
絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

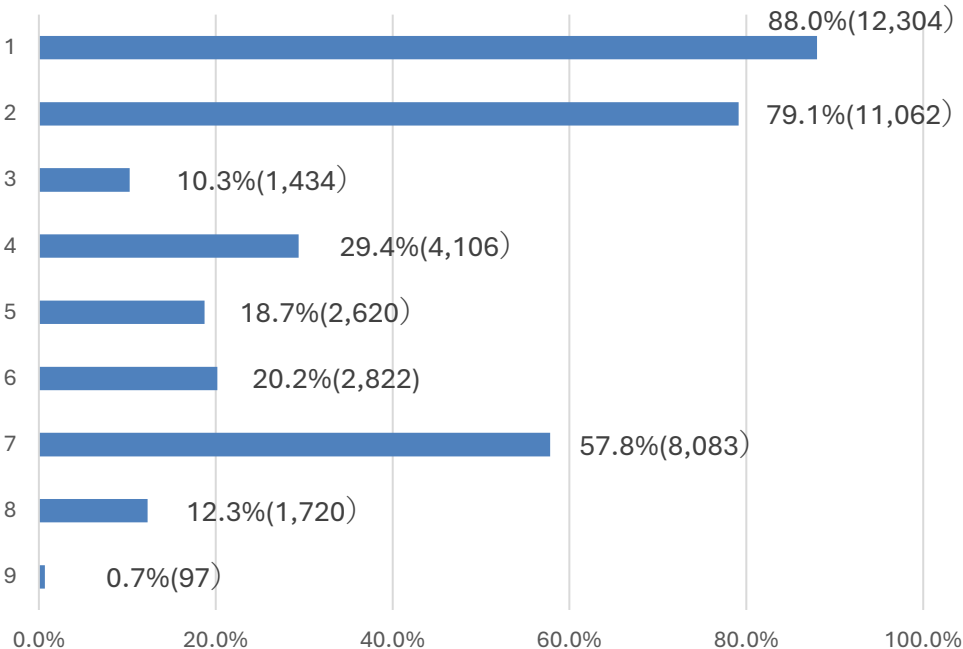
保 育 所

保有している絵本等の冊数



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）
※2 グラフ中の（ ）内は図数

絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫



- 1 興味のある活動に関する絵本を準備している
- 2 絵本や物語を題材にした劇や遊びをしている
- 3 絵本等の読み聞かせ等を通して小中学生と交流している
- 4 民間団体や地域ボランティアによるおはなし会や読み聞かせ会をしている
- 5 地域の図書館や小学校の学校図書館をこどもと訪問している
- 6 読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、保護者の理解が促進される機会を設けている（講演会等）
- 7 保育士等が絵本を借りてこどもに読み聞かせをするなど、園の近隣地域にある図書館等を活用している
- 8 その他
- 9 特に工夫はしていない

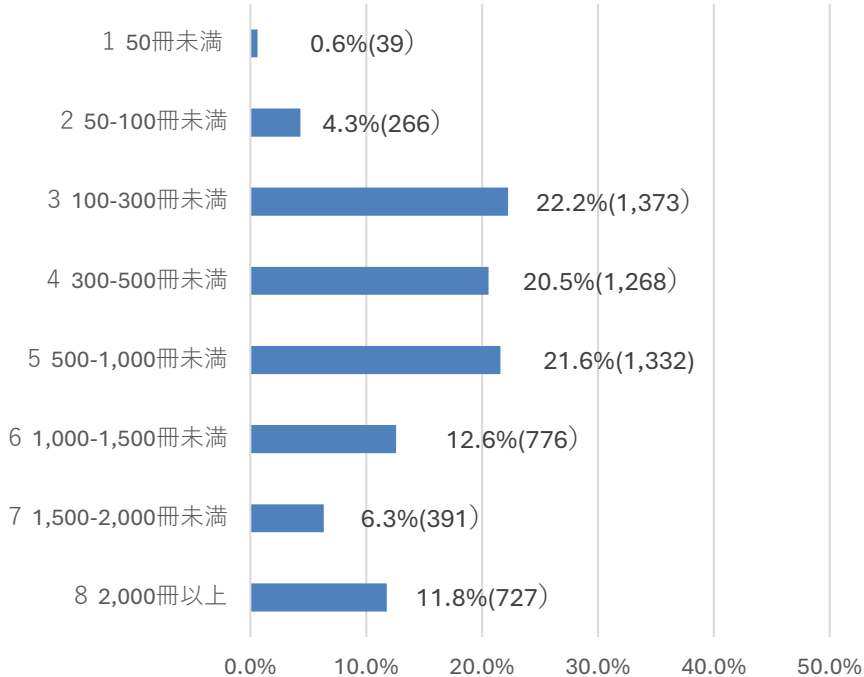
※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）
※2 グラフ中の（ ）内は図数
※3 複数回答

保有している絵本等の冊数、 絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

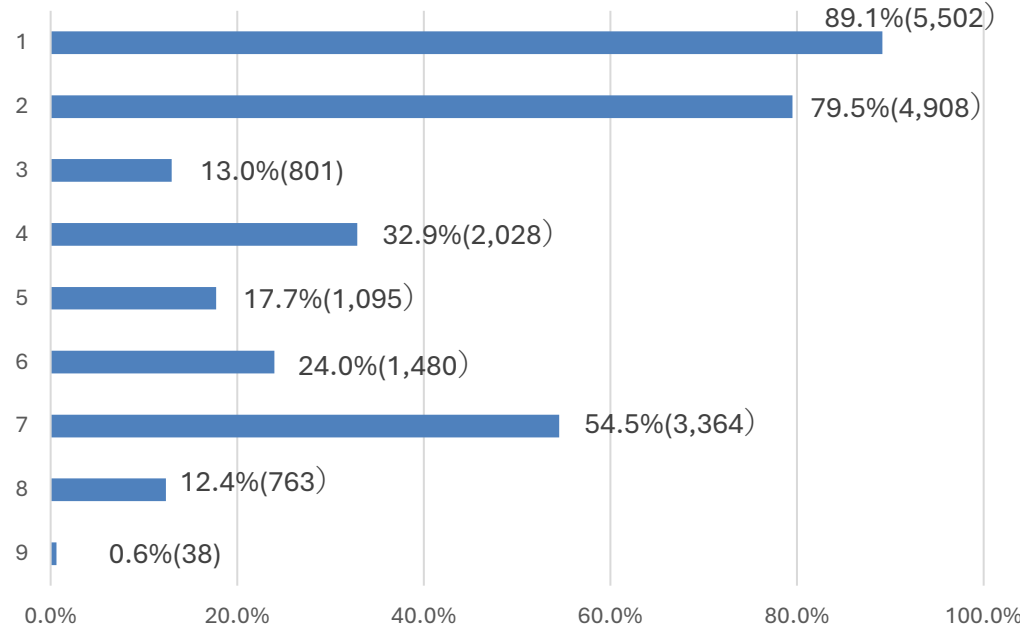
認定こども園

保有している絵本等の冊数



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）
※2 グラフ中の（ ）内は園数

絵本や物語に触れる機会を多様にするための工夫



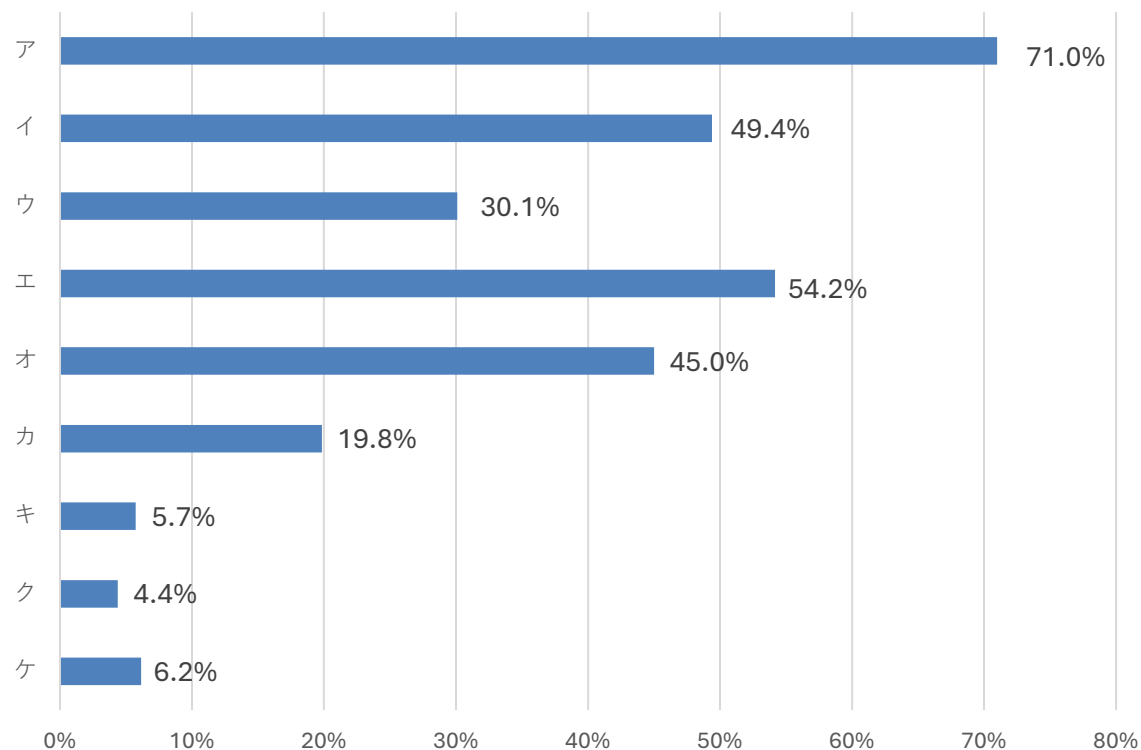
- 1 興味のある活動に関する絵本を準備している
- 2 絵本や物語を題材にした劇や遊びをしている
- 3 絵本等の読み聞かせ等を通して小中学生と交流している
- 4 民間団体や地域ボランティアによるおはなし会や読み聞かせ会をしている
- 5 地域の図書館や小学校の学校図書館を園児と訪問している
- 6 読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、保護者の理解が促進される機会を設けている（講演会等）
- 7 保育教諭等が絵本を借りてこどもに読み聞かせをするなど、園の近隣地域にある図書館等を活用している
- 8 その他
- 9 特に工夫はしていない

※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）
※2 グラフ中の（ ）内は園数
※3 複数回答

子育て支援等の取組状況(幼稚園)

出典：令和6年度幼稚園における教育活動の実施状況調査

幼稚園



ア：地域の子育て家庭に対する園舎や園庭の開放

イ：地域の子育て家庭に対する相談対応

ウ：地域の子育て家庭に対する情報提供（子育て講座の開催など）

エ：0歳～満3歳未満の未就園児を対象とした親子登園などの保育活動

オ：通園する保護者同士の交流機会の提供

カ：高齢者、ボランティア団体、子育てサークルなどとの交流

キ：地域の子育て家庭が使える預かり事業（一時預かり等）

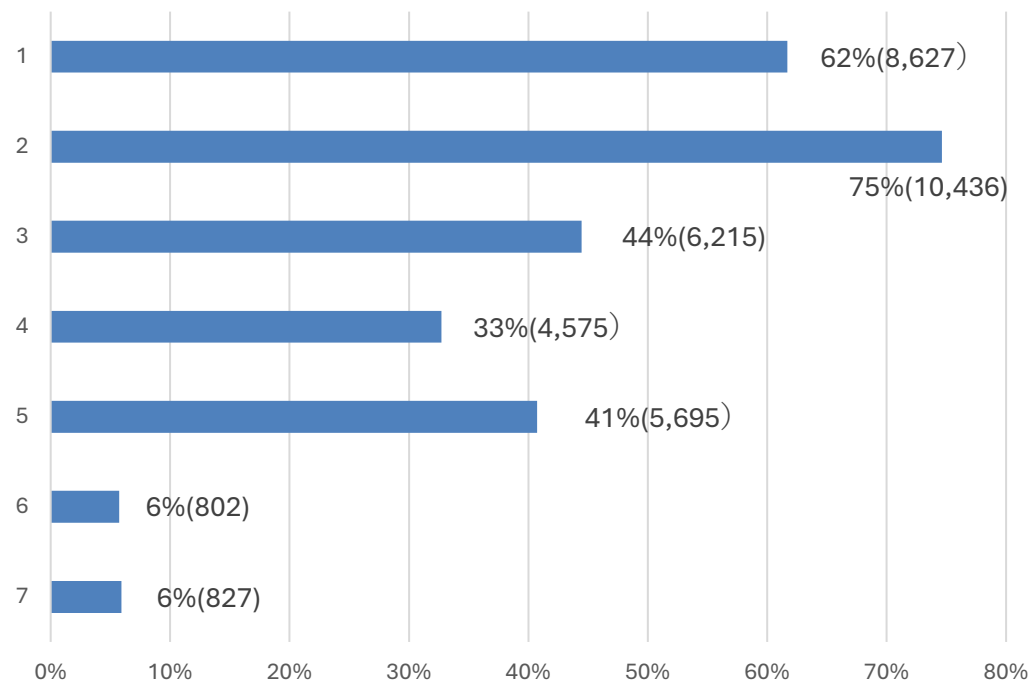
ク：その他

ケ：特になし

※1 母数：731

※2 複数回答

保 育 所



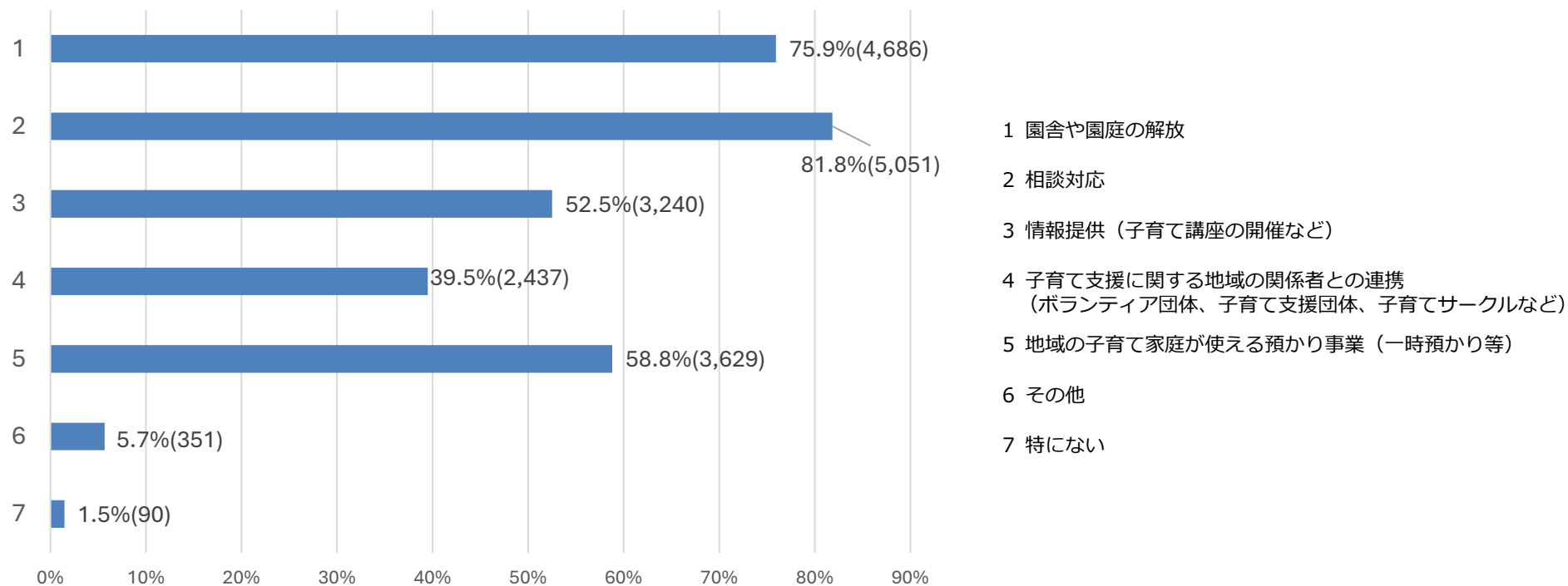
- 1 園舎や園庭の解放
- 2 相談対応
- 3 情報提供（子育て講座の開催など）
- 4 子育て支援に関する地域の関係者との連携
（ボランティア団体、子育て支援団体、子育てサークルなど）
- 5 地域の子育て家庭が使える預かり事業（一時預かり等）
- 6 その他
- 7 特になし

※1母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

認定こども園



※1母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

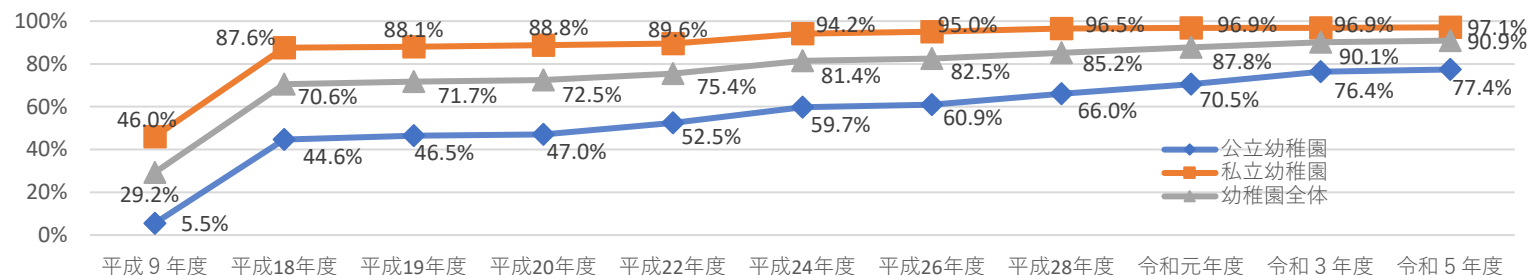
幼稚園における預かり保育実施状況

出典：令和5年度幼児教育実態調査

※幼稚園における預かり保育：幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者（在園児）を対象に行う教育活動をいう。

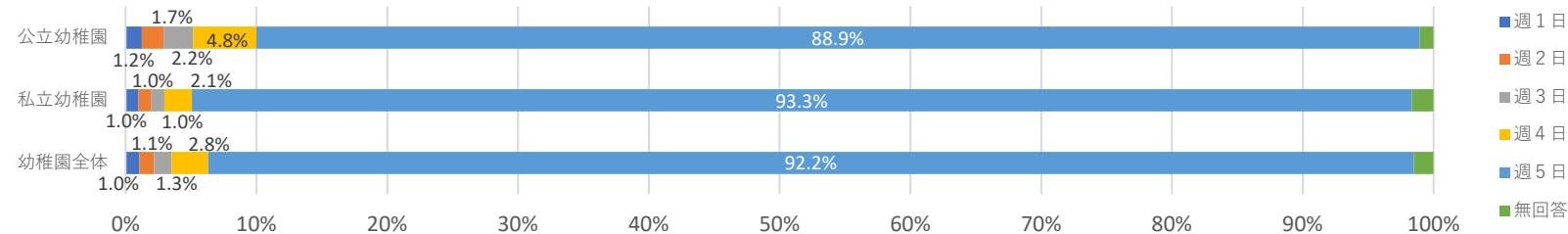
- 預かり保育を定期的又は一時的に実施している幼稚園は、全体の90.9%であった。
- 預かり保育を平日において週5日実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の92.2%であった。
- 預かり保育を平日17時以降まで実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の86.4%であった。

・預かり保育を実施している幼稚園



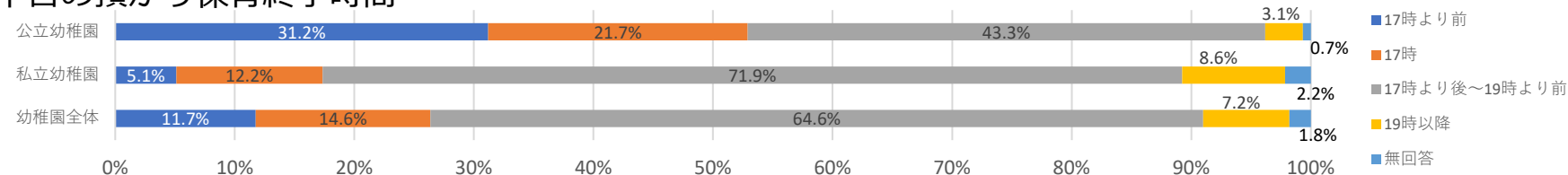
※ 母数：【平成22年度以前】学校基本調査の幼稚園数（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）
 【平成24・26・28年度、令和元年度、令和3年度】調査回答幼稚園数
 【令和5年度】8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）（無回答含む）

・平日の預かり保育実施日数



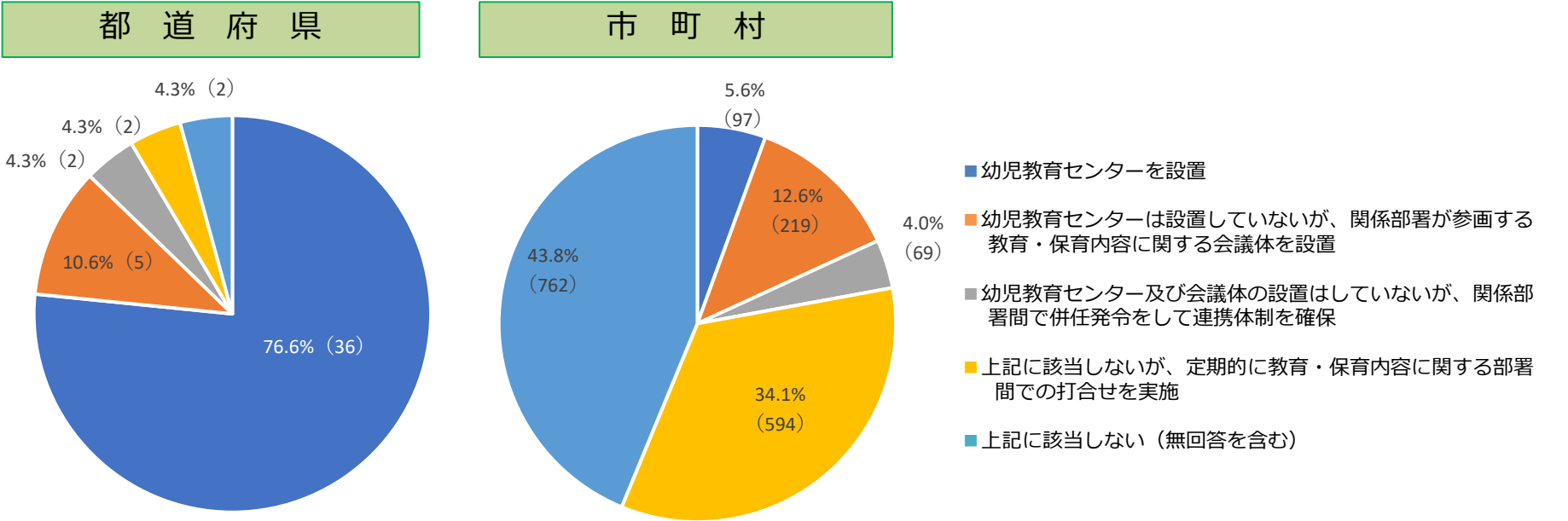
※ 母数：預かり保育を定期的に実施している7,010幼稚園（公立：1,779、私立：5,231園）

・平日の預かり保育終了時間



※ 母数：預かり保育を定期的に実施している7,010幼稚園（公立：1,779園、私立：5,231園）

- 幼児教育センターを既に設置している都道府県は76.6%、市町村は5.6%であった。
- 幼児教育センターは設置していないが、関係部署が参画する教育・保育内容に関する会議体を設置している都道府県は10.6%、市町村は12.6%であった。
- 前回調査から都道府県は9、市町村は7増加しており、近年増加傾向にある。



※1 母数：47都道府県又は1,741市町村

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数又は市町村数

幼児教育センターを設置している都道府県・市町村数の推移

	平成28年度	令和元年度	令和3年度	令和5年度
都道府県数	11	19	27	36
市町村数	29	79	90	97

※ 母数：47都道府県又は1,741市町村

幼児教育センター設置 道府県一覧

R7申請団体※1

1	北海道	24	山口県
2	青森県	25	徳島県
3	岩手県	26	香川県
4	宮城県	27	愛媛県
5	秋田県	28	高知県
6	福島県	29	佐賀県
7	栃木県	30	長崎県
8	千葉県	31	熊本県
9	新潟県	32	大分県
10	富山県	33	宮崎県
11	石川県	34	鹿児島県
12	山梨県	35	沖縄県
13	長野県		
14	静岡県		
15	愛知県		
16	三重県		
17	滋賀県		
18	京都府		
19	奈良県		
20	鳥取県		
21	島根県		
22	岡山県		
23	広島県		

自主財源でセンターを設置※3

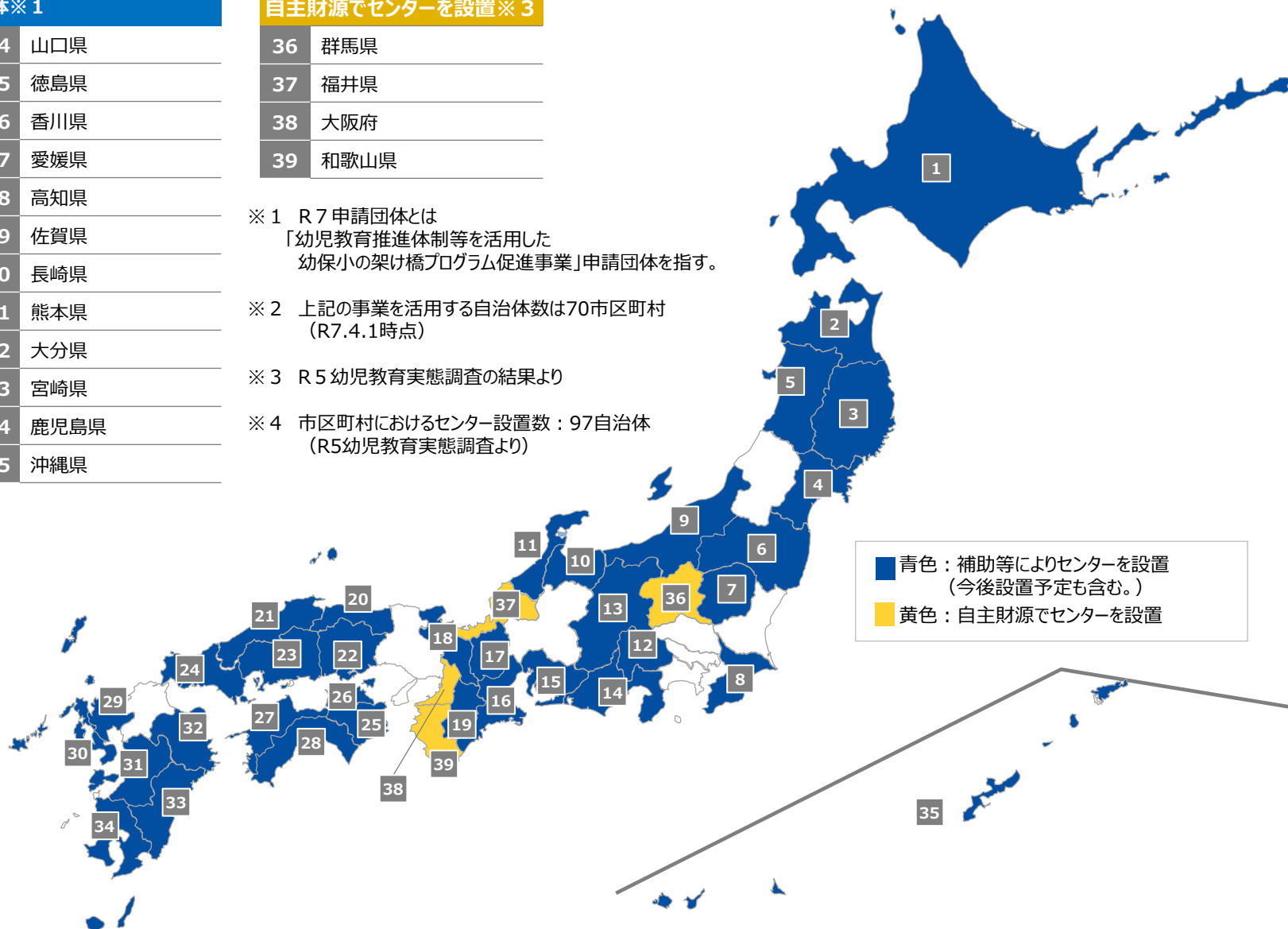
36	群馬県
37	福井県
38	大阪府
39	和歌山県

※1 R7申請団体とは
「幼児教育推進体制等を活用した
幼保小の架け橋プログラム促進事業」申請団体を指す。

※2 上記の事業を活用する自治体数は70市区町村
(R7.4.1時点)

※3 R5幼児教育実態調査の結果より

※4 市区町村におけるセンター設置数：97自治体
(R5幼児教育実態調査より)





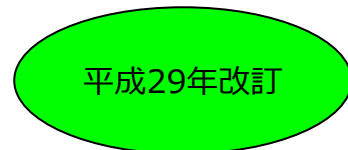
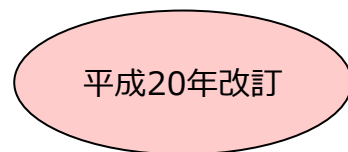
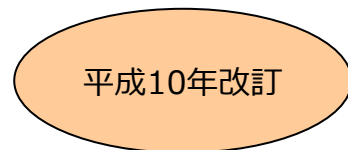
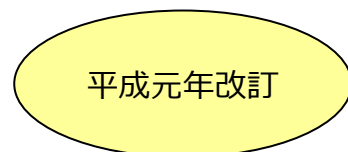
3 要領・指針

3 要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
（幼）39年3月 （保）40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
（幼）平成元年3月 （保）2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
（幼）10年12月 （保）11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

幼稚園教育要領等の変遷



幼稚園教育要領（文部省告示）

- ・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
- ・ 幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化
- ・ 6領域を5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に再編成し整理

（実施） 平成2年4月1日実施

幼稚園教育要領（文部省告示）

- ・ 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化
- ・ 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特徴を踏まえることを明示
- ・ 各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
- ・ 「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

（実施） 平成12年4月1日実施

幼稚園教育要領（文部科学省告示）

- ・ 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実
- ・ 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

（実施） 平成21年4月1日実施

幼稚園教育要領（文部科学省告示）

- ・ 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や、教育課程に基づき組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ること、幼児理解に基づいた評価の実施などについて明示し、「総則」を改善・充実
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化など幼小の接続を一層推進
- ・ 近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実

（実施） 平成30年4月1日実施

【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）

（保育の内容）

第35条保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】（保育所保育指針「第1章総則」より）

- ・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年 8月「保育所保育指針」策定
- ・平成 2年 3月改定 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域)等
- ・平成11年10月改定 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応等
- ・平成20年 3月改定 保育所保育の特性（養護と教育の一体的展開等）の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定（平成30年4月適用）

○第1次改定（平成2年）概要

○改定の視点

- ・ 児童を取り巻く環境と児童自身の変化
- ・ 乳児保育等保育需要の多様化
- ・ 学問的研究・保育実践の進歩
- ・ 幼稚園教育要領の改訂

○改定の主な内容

- ・ 保育所保育の特性である養護と教育の一体性を基調としつつ、養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項（基礎的事項）を記載。
- ・ 乳児保育の普及に対応するため保育内容の年齢区分を細分化するとともに、障害児保育に関する記述を明記。
- ・ 保育内容について、幼稚園教育要領との整合性を図るため従来の6領域（健康、社会、言語、自然、音楽、造形）から5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）に改正。

○第2次改定（平成11年）概要

○改定の視点

- ・ 多様化する保育ニーズに対する保育政策の実施（エンゼルプラン等）
- ・ 保育所における子育ての相談・指導の実施
- ・ 児童の権利条約の批推（平成6年3月）
- ・ 幼稚園教育要領の改訂

○改定の主な内容

- ・ 児童福祉法の改正に対応し、地域子育て支援の役割を明記
- ・ 体罰の禁止や乳幼児のプライバシーの確保等、保育士の保育姿勢に関する事項を新たに明記。
- ・ 家庭、地域社会、専門機関との連携、協力関係の必要性を明確化。
- ・ 保育内容について、「保育士の姿勢と関わりの視点」の項目を新たに明記。
- ・ 乳幼児突然死症候群の予防や児童虐待等の対応に係る記述を「第12章 健康・安全に関する留意事項」に新たに明記。
- ・ 「第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など」を新たに明記。
- ・ 幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「生きる力の基礎を育てる」や「自然体験、社会体験の重視」等を記述。

○第3次改定（平成20年）の概要

○改定の視点

- ・ 保育所の役割
- ・ 保育の内容、養護と教育の充実
- ・ 小学校との連携
- ・ 保護者に対する支援
- ・ 計画・評価、職員の資質向上

○改定の主な内容

- ・ 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化
- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施
- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用
- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性
- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

3 要領・指針に関する法令上の規定

幼稚園教育要領 (文部科学省告示)	保育所保育指針 (内閣府告示)	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文部科学省告示)
■学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） 第二十五条 <u>幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。</u> ② <u>文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、</u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定により<u>児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準</u>（同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る。）<u>並びに</u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項の規定により主務大臣が定める<u>幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮</u>しなければならない。 ③ <u>文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議</u>しなければならない。 ■学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号） 第三十八条 <u>幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。</u>	■児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。 ② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。 一、二 （略） 三 <u>児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの</u> ③ <u>内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準</u>（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）<u>を定めるに当たっては、</u>学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める<u>幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮</u>しなければならない。 ④ <u>内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議</u>しなければならない。 ⑤、⑥ （略） ■児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） （保育の内容） 第三十五条 <u>保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。</u>	■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号） （教育及び保育の内容） 第十条 <u>幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第二條第七項に規定する目的及び前條に規定する目標に従い、主務大臣が定める。</u> 2 <u>主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準</u>（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）<u>との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第一条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮</u>しなければならない。 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第一項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 （教育及び保育の内容） <u>【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る規定】</u> 第六條 第三條第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同條第十一項の規定による公示がされた施設の設置者は、<u>当該施設において教育又は保育を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならない。</u> （主務大臣等） 第三十六條 この法律における主務大臣は、<u>内閣総理大臣及び文部科学大臣</u>とする。 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3歳以上のねらい及び内容について整合性が図られている

幼稚園教育要領

前文

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
- 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
- 第4 教育及び保育の実施に関する配慮事項

第3章 健康及び安全

- 第1 健康支援
- 第2 食育の推進
- 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 第4 災害への備え

第4章 子育ての支援

- 第1 子育ての支援全般に関わる事項
- 第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

保育所保育指針

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

育みたい資質・能力と5領域と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係

※幼稚園教育要領における記載であるが、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても、考え方は同じ。

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(略)

育てたいのは資質・能力

- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

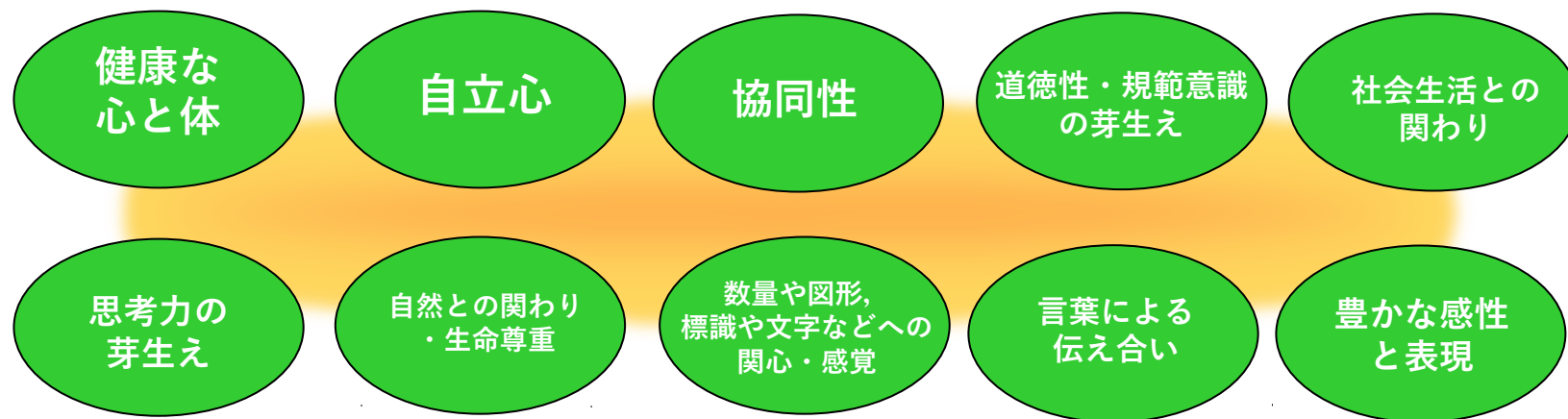
こうした活動全体を通して、資質・能力は育まれていく

- 3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

資質・能力が育っていくと、幼児の姿
（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
等）としてあらわれてくる。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 5領域のねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



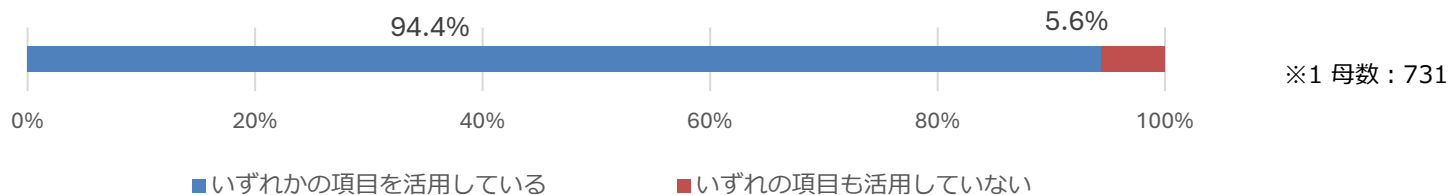
- 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。
- 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用状況（幼稚園）

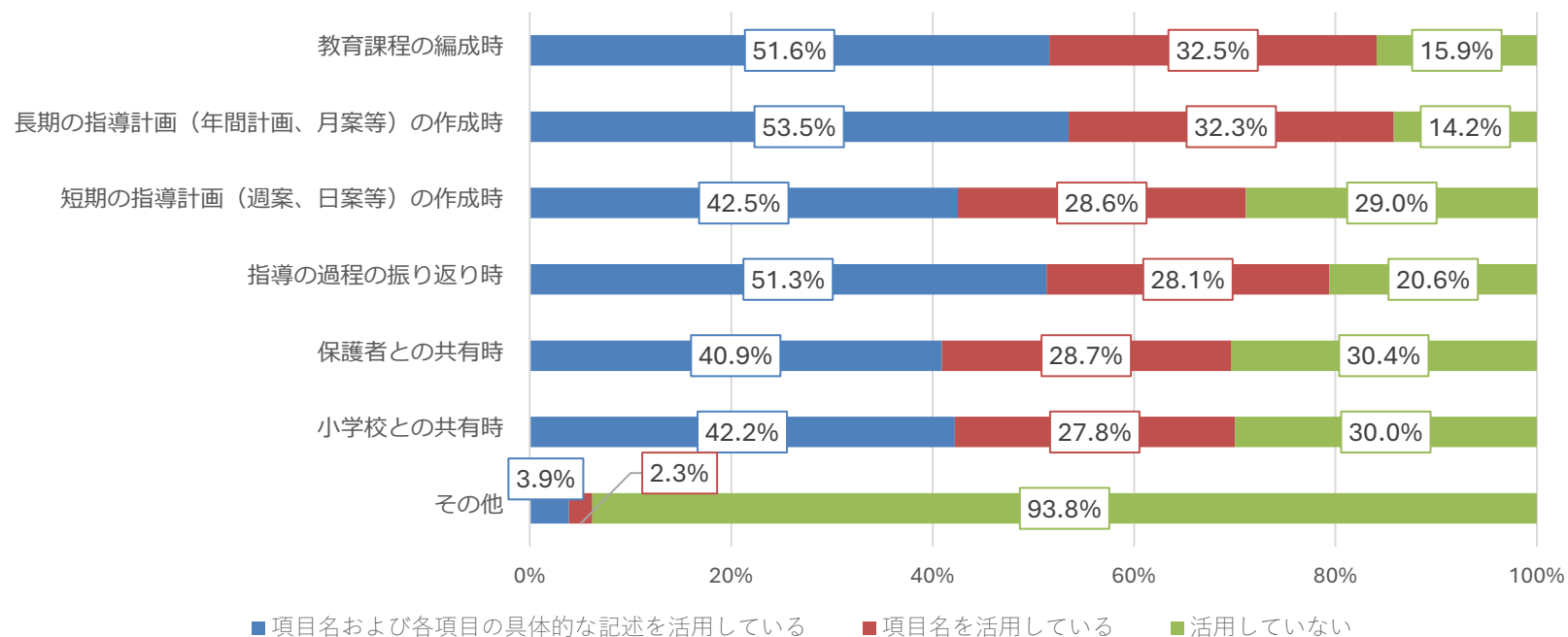
出典：令和6年度幼稚園における教育活動の実施状況調査

幼稚園

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用の有無



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用しているか。



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用状況（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

保 育 所

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用の有無

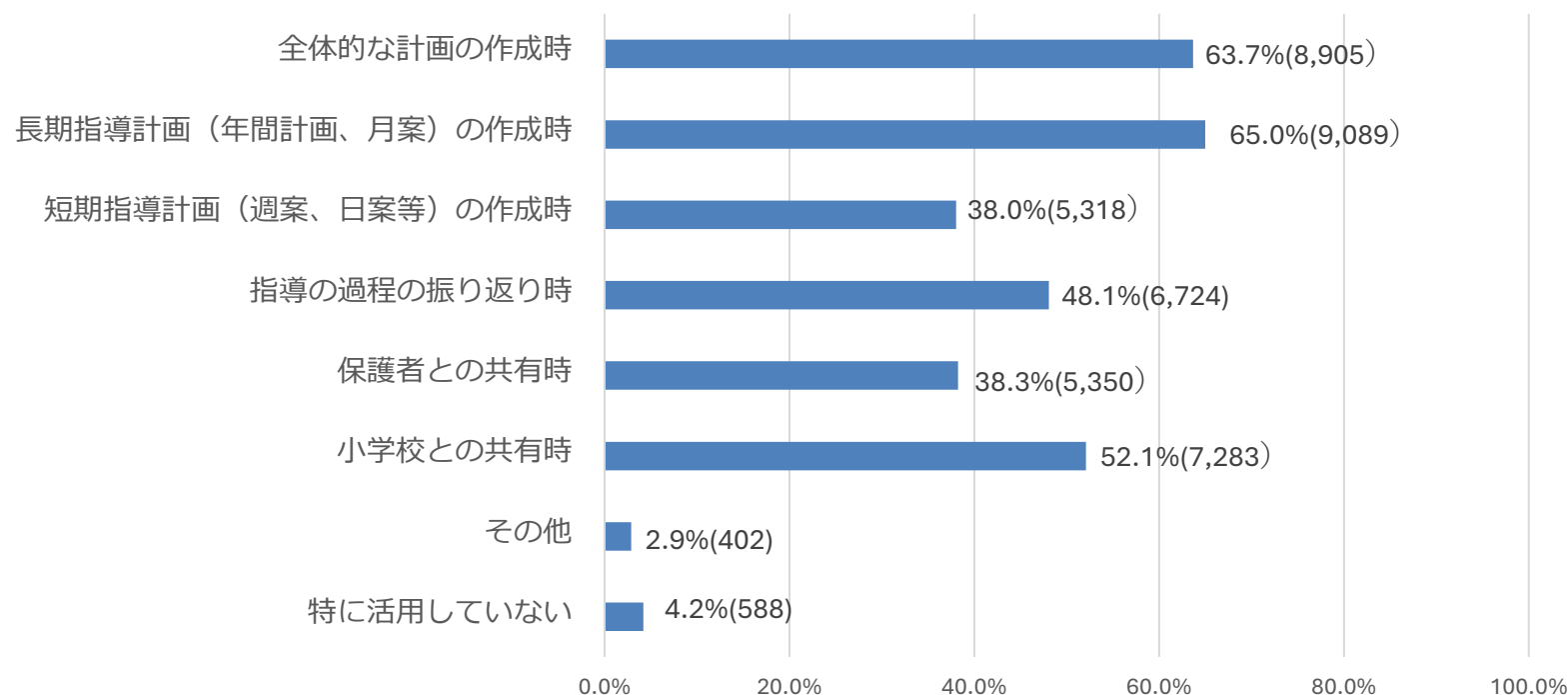


※1 母数：13,983

（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用しているか。



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

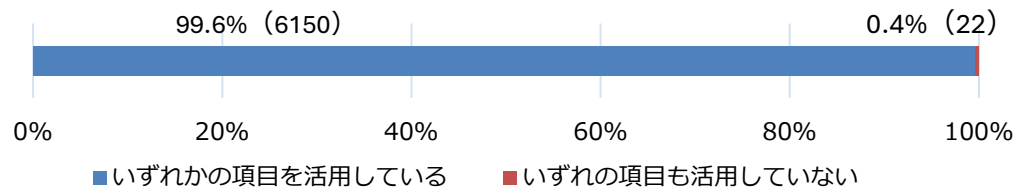
※3 複数回答

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

認定こども園

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の活用の有無

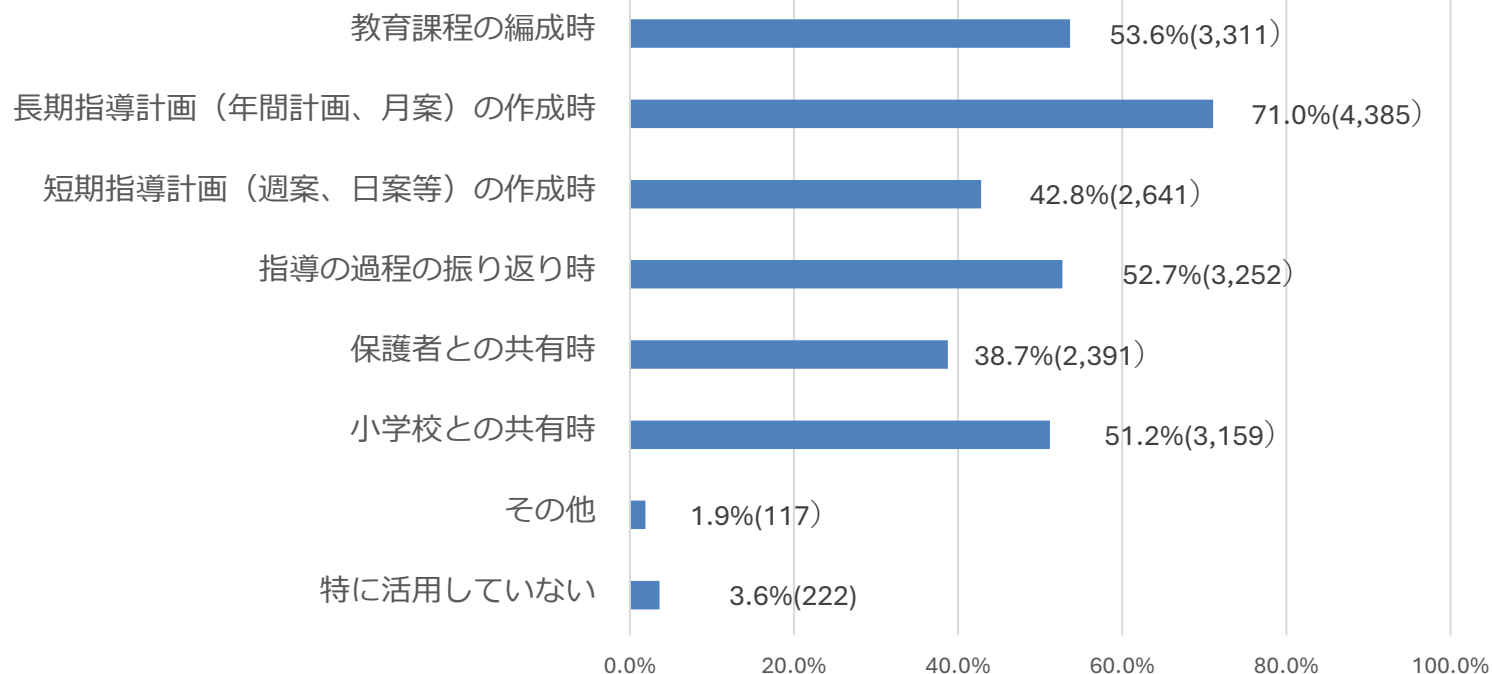


※1 母数：6,172

（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用しているか。



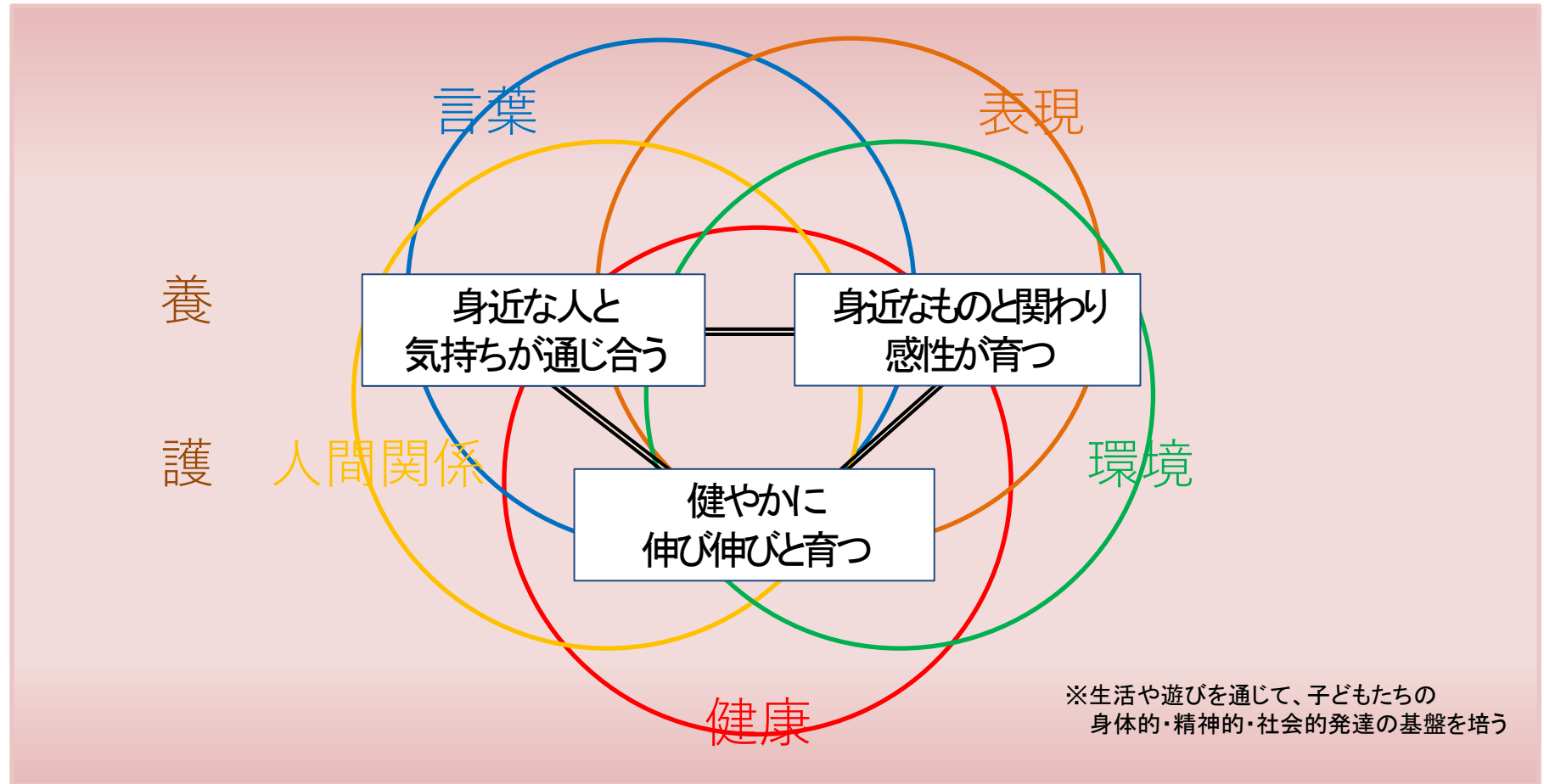
※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

3つの視点

※ 平成28年12月21日 社会保障審議会児童部会保育専門委員会保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめより



「身近な人と気持ちが通じ合う」
受容的・応答的な関わりの中で、何か
を伝えようとする意欲や身近な大人との
信頼関係を育て、人と関わる力の基盤
を培う。

「健やかに伸び伸びと育つ」
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な
生活をつくり出す力の基盤を培う。

「身近なものに関わり感性が育つ」
身近な環境に興味や好奇心をもって関
わり、感じたことや考えたことを表現する
力の基盤を培う。

発達の側面からまとめた5つの領域

心身の健康に関する領域

健康:健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

人との関わりに関する領域

人間関係:他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

身近な環境との関わりに関する領域

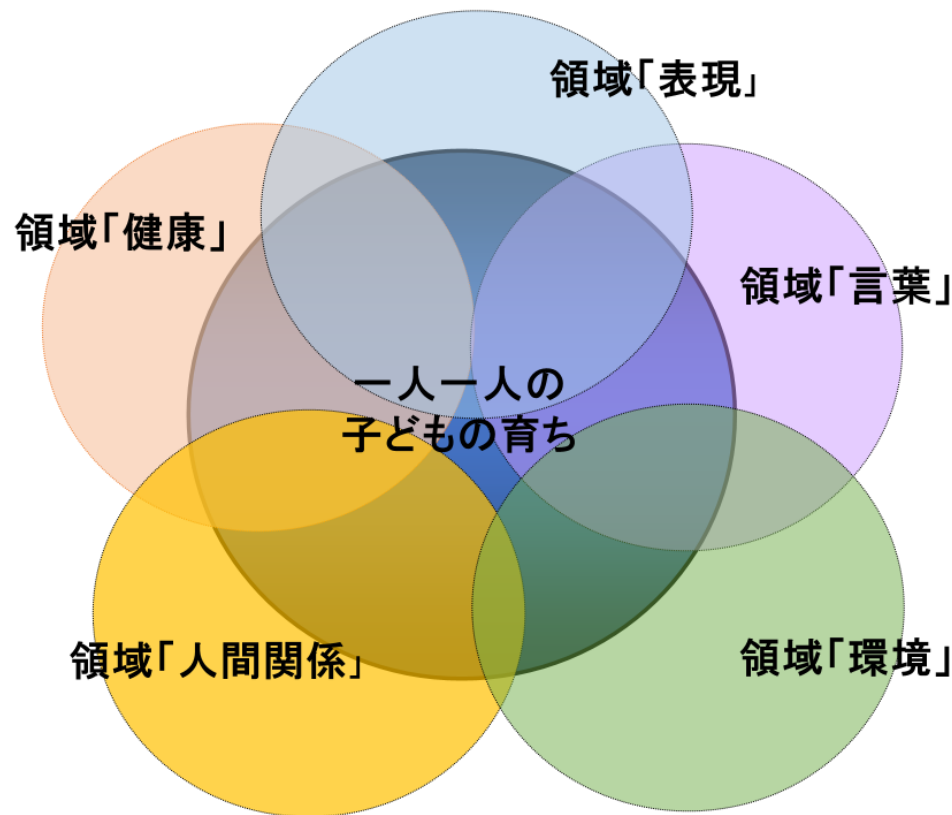
環境:周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

言葉の獲得に関する領域

言葉:経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

感性と表現に関する領域

表現:感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。



- **ねらい**:育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの
- **内容**:ねらいを達成するために指導する事項
- **内容の取扱い**:幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

※5つの領域は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して**総合的に指導**されるものである。



報告書等

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期**であり、**小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」**と称して焦点を当て、**0歳から18歳までの学びの連続性に配慮**しつつ、「架け橋期」の教育の充実に図り、**生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。^{※幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領}

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働**して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
^{※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの}
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的 to開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実に図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
^{※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく}

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成
- ・ 幼児教育施設は、一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施、小学校は、引き継いで必要な支援を実施

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集・蓄積して活用

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の子育て支援を充実

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ 全ての子供のウェルビーイングを高める観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上
- ・ 幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「幼保小の架け橋プログラム」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、処遇改善等の必要な施策を引き続き実施
- ・ 地方自治体において、総合的な人材確保策を推進
- ・ 幼児教育施設において、管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、ICT環境の整備を推進
- ・ 事故等の発生・再発防止のための取組を徹底

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる国内外の研究ネットワークを構築
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、大規模な長期縦断調査を実施
- ・ 日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告 概要案

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく

教育活動の実態等の把握、今後の教育課程、指導、評価等の在り方について

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

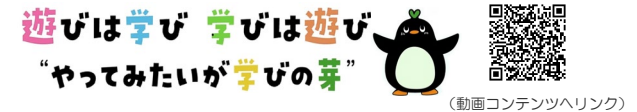
- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は活動意欲が高まる時期でもあり、幼児はいろいろな場所に出掛けて行き、様々な出来事や自然・文化的な事物・事象、人々との出会いや関わりの中で直接的・具体的な体験をし、自分にとって大切なことを学び、身に付けていく。

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、意図的・計画的に、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって構成された環境の下で、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。



第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体 の諸感覚を通した豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム・動画視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらの影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要。（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）
- ・国においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、一層の普及・啓発に取り組んでいくことが必要。

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において小学校以降の資質・能力を育むことの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたとの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等で活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果がある一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめてできる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確化、ICTの効果的な活用方法やデジタル環境の整備、低年齢児への弊害やリスク、活用上の留意点について検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携、幼児教育施設へのアドバイザー等の派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が重要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・教育課程に係る教育時間終了後においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、国・地方自治体において、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究が必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間の預かりを求めたり、幼児の教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する役割等を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及啓発を行っていくことが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域において、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、国において、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後のその在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

3. 幼児教育施設への支援体制

・地方自治体において、
➤ 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進
➤ 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築
➤ 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進

・国において、
➤ 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を推進
➤ 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援
➤ NIERによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進
➤ 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIER：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・今後、国において幼児教育の在り方について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが重要。

※EBPM：証拠に基づき政策立案（Evidence-Based Policy Making）

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ【概要】

2020（令和2）年6月26日

1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色
（遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等）

保育の現場において求められること
（保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等）

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。
（保育の質を捉えるに当たり、「子どもにとってどうか」という視点を基本とする・一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある・様々な文脈や関係性を考慮することに留意）

2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

① 保育所保育指針を共通の基盤とした取組

- 評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

② 組織及び地域全体での取組

- 保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- 地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③ 多様な視点を得る「開かれた」取組

- 現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- 保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④ 地域における支援人材の確保・育成

- 現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

⑤ 地域の取組と全国的な取組の連動

- 現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- 各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- 保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発 ● 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」に基づく保育内容等の評価の充実
- 地域におけるネットワークの構築推進 ● キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実 ● 関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

※ 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会
「議論のとりまとめ」を踏まえて今後求められること

保育の現場

【主な取組】

- 「**保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）**」を活用した保育内容等の評価の充実
- 多様な関係者（保護者・地域住民・他園の職員・専門家など）が関与・参画する、**開かれた評価・研修**
- 保護者等にもわかりやすい**評価結果の公表**など、自園の保育や様々な取組の「見える化」と情報発信
- 保育士等一人一人の主体性を尊重し、職員間の対話を促す**職場の環境づくり（マネジメント）**
- 地域における、研修・公開保育等を通じた他の現場や専門家との**情報共有と学び合いの場づくり**

自治体

【主な施策】

- **各現場・保育団体・保育士養成施設等**との緊密な連携による**キャリアアップ研修等の機会の確保**
- 地域における保育・幼児教育関係者の**ネットワーク構築と協議の場づくりの支援**
- 現場の実践を支援する**人材の育成・配置**

※ 国では今後、地方自治体と連携しながら、保育所保育について広く理解が浸透し各現場・地域で取組が促進されるよう、以下の事業を実施予定：

- ・「**保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）**」説明会・研修会
- ・保育実践に関する全国的な協議（仮称：中央セミナー）
- ・保育所保育に関するリーフレット作成
- ・「**保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業**」を活用した、支援人材の配置及び地域のネットワーク構築支援

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

→ **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。

→ これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（LIFE・ワーク・リライフ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等



関連する最近の動向

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す**羅針盤**となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、利他性、協働性、**自己肯定感**、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調（Balance and Harmony）**に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による**多様な教育ニーズへの対応**
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**地域社会の国際化**への対応、**多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）**ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・**ICT等の活用**による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に**複線化する生涯**にわたって**学び続ける**学習者

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な**地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等**の社会教育施設の機能強化や**社会教育人材**の養成と活躍機会の拡充
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動**の一体的推進、家庭教育支援の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、**当事者として地域社会の担い手**となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、第3段階を見据えた、**第1段階から第2段階への移行**の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、**ICT環境**の整備、経済状況等によらない学び確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。**公教育の再生**は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進

- ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
- ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等

②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備

- ・GIGAスクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進
- ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
- ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等

OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育 ○児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けていると考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・日本人学生派遣50万人、外国人留学生受入れ40万人（2033まで） ・英語力について、中・高卒業段階で一定水準を達成した割合
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

ウェルビーイングとは

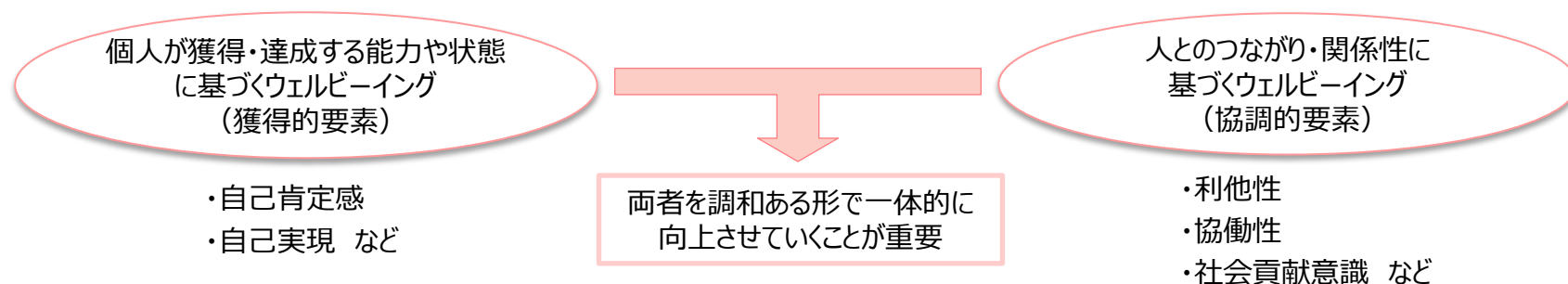
- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。



⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

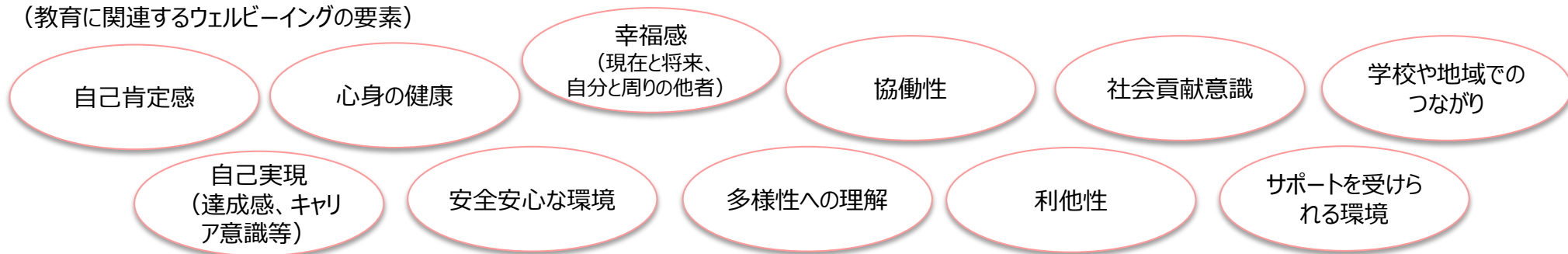
【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

（略）to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

教育とウェルビーイング

- ・不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- ・子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- ・地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成

(教育に関連するウェルビーイングの要素)



(各要素を育む教育活動の例)

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
ー子供たちの多様な状況に応じた学習者主体の学び、多様な他者と協働した学び
ーきめ細やかな指導を通じた確かな学力の育成

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導
ー特別支援教育、いじめ・不登校対応 等

地域や家庭で共に学び合う環境整備
ーコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
ー社会教育を通じた地域コミュニティ形成

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習
ー社会的・職業的自立に向けたキャリア発達
ー地域や社会の課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心
ー道徳教育、体験活動、学校保健の推進
ー学校施設の整備、学校安全の推進

グローバル社会における国際交流活動
ー海外留学推進、外国人留学生受入れ
ー地域社会の国際化、多文化共生

主観的認識のエビデンス把握

(関連する主観的指標)

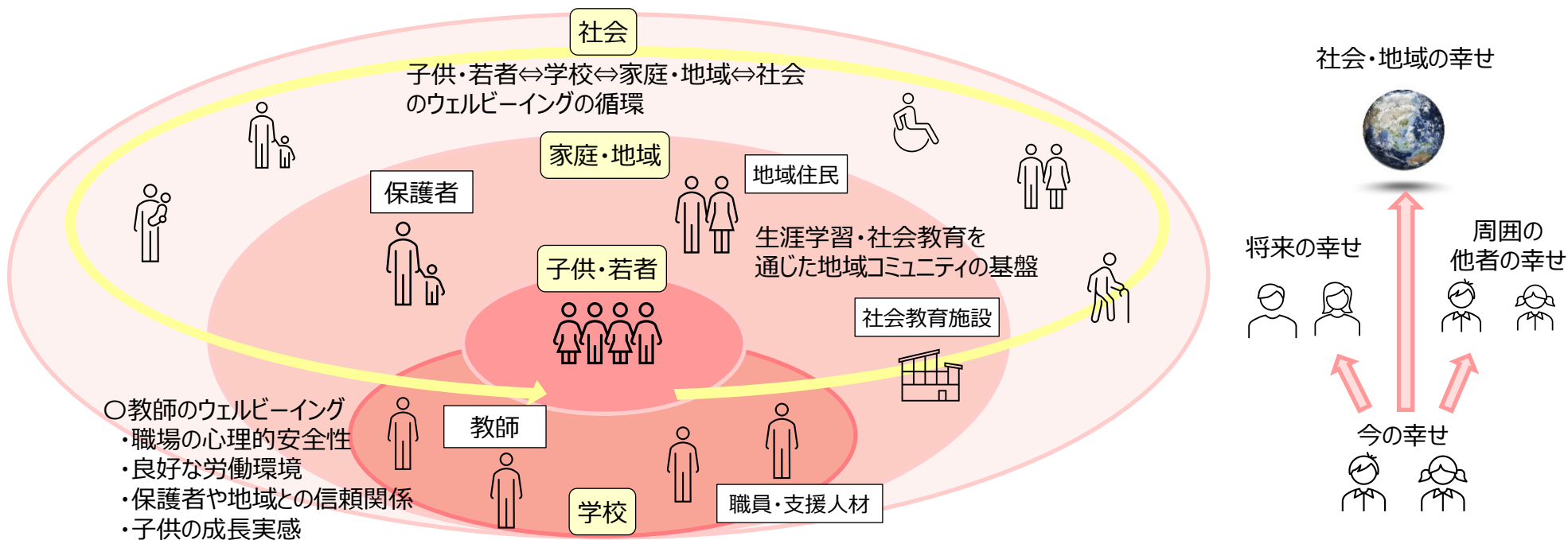
- 自分にはよいところがあると思う
- 将来の夢や目標を持っている
- 授業の内容がよく分かる
- 勉強は好きと思う

- 自分の幸福感
- 友人関係の満足度
- 自分と違う意見について考えるのは楽しい
- 人が困っているときは進んで助けている

- 学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 先生は自分のいいところを認めてくれる
- 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

教師のウェルビーイング、学校・地域・社会のウェルビーイング

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められる。



その他の留意事項

- Q. 協調的幸福を強調すると、横並びの過度な同調主義につながるのではないかと。また、自己肯定感の向上が軽視されないか。
- A. 本計画に示した協調的幸福については、組織への帰属を前提とした閉じた協調ではなく、共創するための基盤としての協調であり、多様な他者と協働する開放的な協調であるという考え方に基づくものです。また、本計画において、自己肯定感の向上は引き続き重視しており、獲得的ウェルビーイングと協調的ウェルビーイングの双方がバランスよく育まれることが大切です。
- Q. ウェルビーイングと学力はどのような関係に立つのか。
- A. ウェルビーイングと学力は対立的に捉えるのではなく、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていくという視点が重要です。また、社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育成する視点も重要です。

こども基本法（令和4年6月法律第77号）

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
 - ① **大綱の案を作成**
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱について（令和5年12月22日閣議決定）

概要

○こども基本法において、以下が規定されている。

・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

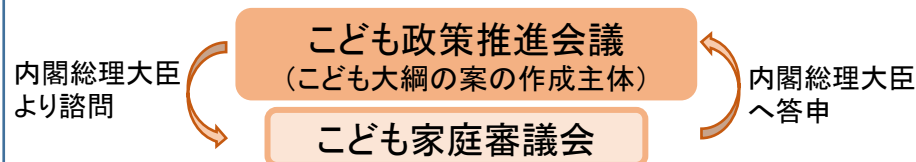
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

（こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載）



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。（こども基本法第17条第2項第1号）
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
（こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期）
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

子ども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、子ども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・子ども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「子どもとともに」という姿勢で、子どもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り、救済する。

②子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれた子ども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもや若者等について十分な配慮を行う。

③子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・子ども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようにするまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全ての子ども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にある子ども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(子ども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、子どもまんなかまちづくり 等)
- 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組
(子ども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校の子どもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援

子ども施策を推進するために必要な事項

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

子ども基本法において、子ども施策の基本理念として、子ども・若者の年齢及び発達に応じて意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、子ども施策を策定、実施、評価するに当たって、子ども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。子どもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

子どもや若者の意見を聴いて施策に反映することや子どもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①子どもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

子どもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、子どもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程への子ども・若者の参画促進（『子ども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員への子ども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 子ども施策の共通の基盤となる取組

○「子どもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、子ども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とする子ども政策推進会議、子どもまんなか実行計画の策定、担当大臣や子ども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体子ども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○子ども基本法附則第2条に基づく検討

別紙1に、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、別紙2に、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定する。
※具体的に取り組む施策の進捗状況を検証するための指標については「こどもまんなか実行計画」において設定。

目指す社会:こどもまんなか社会	目標(別紙1)	(目標値)	指標(別紙2)
	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	・「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 ・こどもの貧困率 ・里親等委託率 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数 ・小・中・高生の自殺者数 ・妊産婦死亡率 ・安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 ・いじめの重大事態の発生件数 ・不登校児童・生徒数 ・高校中退率 ・大学進学率 ・若年層の平均賃金 ・50歳時点の未婚率 ・「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 ・合計特殊出生率 ・出生数 ・夫婦の平均理想/予定こども数 ・理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 ・男性の育児休業取得率 ・6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間 ・ひとり親世帯の貧困率 等
	「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	
	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	70%	
	社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	
	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%	
	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%	
	「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	70%	
	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	
	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	
	「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	
	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	
	「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に
幸せな状態)の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

✓誕生・就園・就学の前夜や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

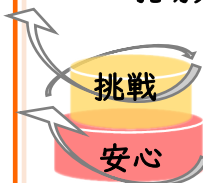
1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓生命や生活を保障すること
- ✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」＜安心＞

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「こどもの誕生前」から 切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、
次代を支える循環を創出

- ✓誕生の準備期から支える
- ✓幼児期と学童期以降の接続
- ✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓支援・応援を受けることを当たり前
- ✓全ての保護者・養育者とつながること
- ✓性別にかかわらず保護者・養育者が
共育者

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの
育ちを支える工夫が必要

- ✓「こどもまんなかチャート」の視点
(様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓地域における専門職連携やコーディネーターの役
割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児～小1)までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

保育政策の新たな方向性

概要

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進 ・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備 ・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善 ・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進 ・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等

○新規資格取得と就労の促進

- ・資格取得や就業継続の支援の充実 等

○離職者の再就職・職場復帰の促進

- ・保育士・保育所支援のための機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等